令和７年度

国保連合会ガイド

令和７年９月

茨城県国民健康保険団体連合会

目　　次

Ⅰ　医療保険制度と介護保険制度の概要・・・

Ⅰ　医療保険制度と介護保険制度の概要

医療保険制度

我が国では、国民が病気やケガをした時にいつでもどこでも安心して医療が受けられる国民皆保険制度を採っているため、国内に住所を有する全ての人は、いずれかの公的医療保険制度に加入することが義務となっています。

【医療保険制度の種類】

①被用者保険（全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合など）
　サラリーマン・公務員等の被用者とその被扶養者
②国民健康保険（国保）
　他の医療保険（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない人
③後期高齢者医療制度
　75 歳以上の人

【各制度の比較】

	国民健康保険（市町村国保）	被用者保険			後期高齢者医療制度
		全国健康保険協会（協会けんぽ）	組合管掌健康保険（健保組合）	共済組合	
保険者数（R5 年 3 月末）	1,716	1	1,383	85	47
加入者数（R5 年 3 月末）	2,413 万人	3,944 万人	2,820 万人	982 万人	1,913 万人
加入者平均年齢（R4 年度）	54.2 歳	38.9 歳	35.9 歳	33.1 歳	82.8 歳
加入者 1 人当たり医療費(R4 年度)	40.6 万円	20.4 万円	18.4 万円	18.5 万円	95.6 万円

【医療費(診療報酬)請求･支払の概要図】

保険医療機関等を受診した際に生じる医療費の請求及び支払いは、次のような流れで行われます。

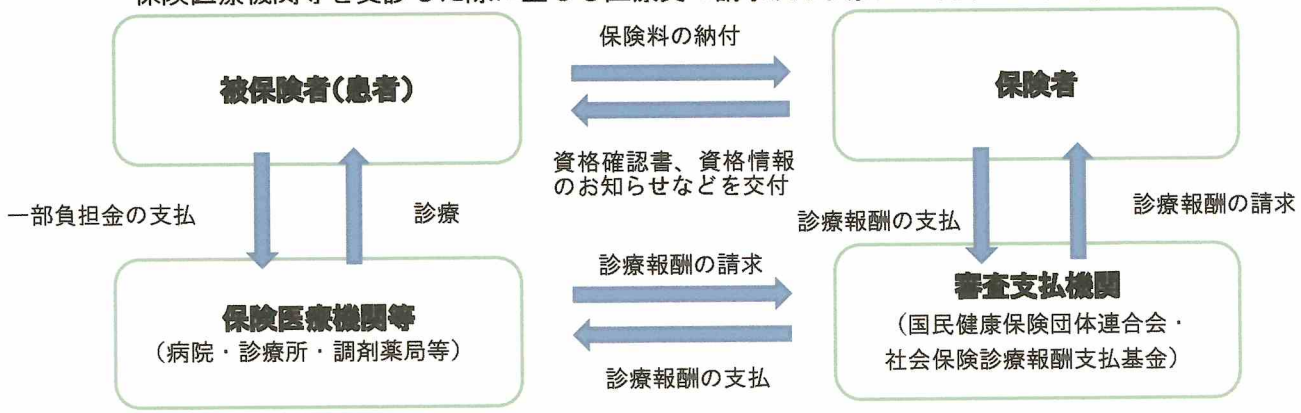

①保険医療機関等は、一月ごとに施設単位でレセプト（診療報酬明細書）をまとめ、所在地の都道府県の審査支払機関（国保連及び支払基金）へ請求する。
②審査支払機関は、レセプトを審査のうえ、保険者へ診療報酬を請求し、保険者から支払われた診療報酬を保険医療機関等へ支払う。
※レセプトとは、医療機関等が被保険者に診療を行ったときの医療費を保険者に請求するために、診療行為に要した費用の額を記入した明細書のことです。

国民健康保険制度の概要

国保の保険者は、市町村、特別区及び国保組合で、制度創設時は自営業や農林水産業者が多くを占めていましたが、産業構造の変化等により無職者や非正規雇用者等の割合が増加するとともに被保険者数の減少、さらには被保険者の高齢化や医療の高度化により保険給付費が増加し、国保財政は極めて厳しい状況となり、平成 30 年度の国保制度改革において都道府県が市町村とともに国保財政を担うこととなりました。

1　保険者

・県　　・市町村　　・国民健康保険組合

2　被保険者（国保に加入する人）

① お店などを経営している自営業の人
② 農業や漁業などを営んでいる人
③ 退職して職場の健康保険をやめた人
④ パートやアルバイトなどをしていて職場の健康保険に加入していない人
⑤ 3ヶ月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の人

3　医療費の自己負担割合

区分	義務教育就学前	義務教育就学から 69 歳	70 歳から 74 歳
負担割合	2 割	3 割	2 割 （現役並み所得者は 3 割負担）

4　医療費以外の給付

① 出産育児一時金　　被保険者が出産したときの費用
② 葬祭費　　被保険者が死亡したときの費用
③ 移送費　　医師の指示により入院や転院などの移送に費用がかかった時
④ 訪問看護療養費　　医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合
⑤ 療養費　　次のような場合、医療費を全額自己負担したあと、申請により払い戻しを受けられます。
・やむを得ず保険証を使わないで診療を受けた場合
・骨折、捻挫などで柔道整復師の施術を受けた場合
・医師が認めたはり、灸、マッサージ代
・医師が認めたコルセットなどの治療装具代、輸血の生血代など

後期高齢者医療制度の概要

75 歳以上になると、後期高齢者医療制度で医療を受けます。平成 20 年 4 月より、老人保健制度に代わって開始されました。

1　保険者

後期高齢者医療広域連合

2　被保険者（後期に加入する人）

75 歳以上の人（一定の障害があると認定された場合は、65 歳から加入可能）

3　医療費の自己負担割合

一般：1 割 、一定以上所得者：2 割、現役並み所得者；3 割

※　一定以上所得者の外来医療費について、令和７年９月３０日までは、１か月の負担増を１割負担の場合と比べて、最大で 3,000 円とする措置があります。

※　保険料（税）の納め方　原則として年金から天引き（特別徴収）されます。

介護保険制度

介護保険は、40 歳以上の人が加入する保険で、介護が必要になったときにサービスを利用できるよう被保険者とその家族を支援する制度として、平成 12 年 4 月から施行されています。

1　保険者

市町村

2　対象者

65 歳以上の人（第 1 号被保険者）……原因にかかわらず介護や支援が必要とされた場合
40 歳から 64 歳までの人（第 2 号被保険者）……老化が原因とされる特定疾患によって介護や支援が必要と認定された場合

3　利用者負担

サービス費用の 1 割負担(一定以上所得者は 2 割または 3 割負担)
※施設入所時の食費・居住費等は原則全額負担ですが、低所得者の方への補助（補足給付）があります。

4　保険料

65 歳以上の人……市町村ごとに定めた算定基準による
40 歳から 64 歳までの人……加入している医療保険の算定基準に基づく

5　保険料の納め方

65 歳以上の人……原則年金から天引き（特別徴収）
40 歳から 64 歳までの人……医療保険料と一括して納付

【介護の状況】

	65 歳以上の人 （第 1 号被保険者）	40 歳から 64 歳までの人 （第 2 号被保険者）
加入者 （R4 年度末）	3,585 万人	4,188 万人
要介護（要支援）認定者 （R4 年度）	681 万人	13 万人

【介護報酬の請求･支払の概要図】

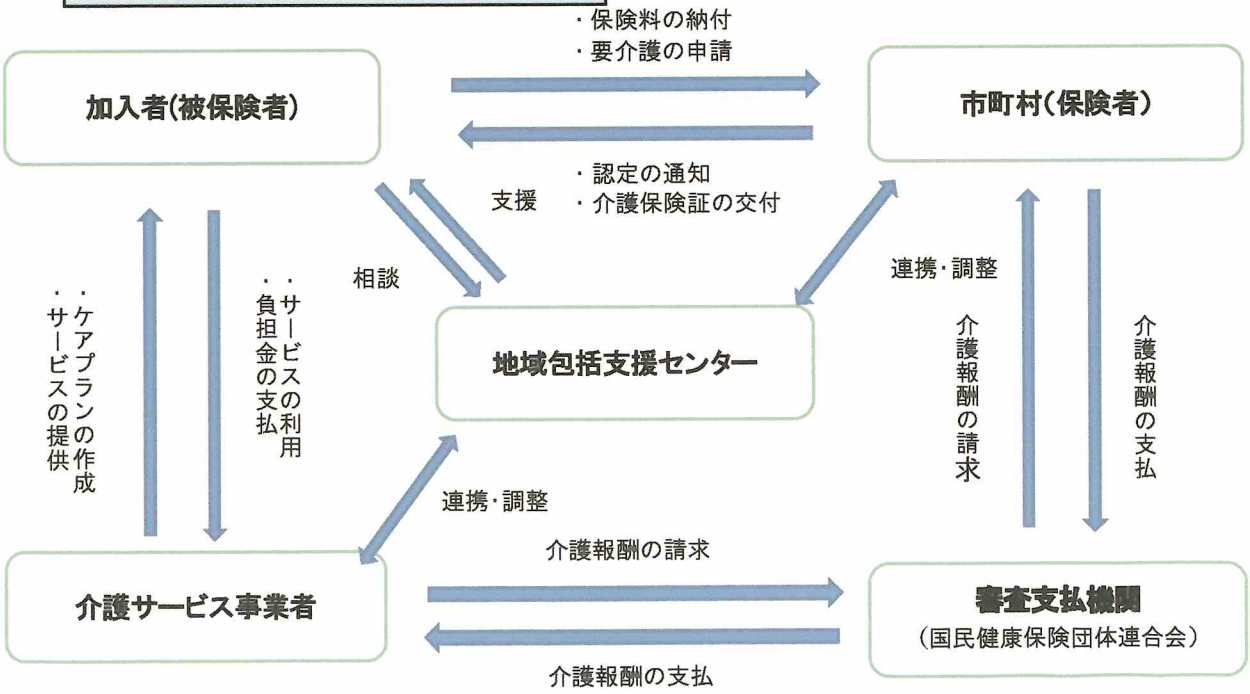

Ⅱ　茨城県国民健康保険団体連合会の概要

1. 目的と性格

茨城県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第 83 条に基づき、会員である保険者（茨城県、市町村、国保組合）が、共同して目的を達成するために茨城県知事の認可を受け設立された団体で、その性格は公法人です。

2. 設立

昭和 16 年 6 月　　茨城県国民健康保険組合聯合会の設立
昭和 24 年 4 月　　茨城県国民健康保険団体連合会に改組改称
昭和 34 年 1 月　　茨城県国民健康保険団体連合会規約の全面改正

3. 名称・所在地

茨城県国民健康保険団体連合会
〒310-0852
茨城県水戸市笠原町 978 番 26（茨城県市町村会館内　3F／4F）

4. 経営理念

国民健康保険制度の中核を担っているという自覚と責任を持ち、顧客本位の迅速・的確なサービスと公平・適正なサービスに徹し、地域医療の確保と地域住民の健康増進に貢献します。

5. 会員

茨城県と、茨城県内において国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合（保険者）が会員となっています。

（令和 7 年 3 月末現在）

区　分	会員数	国保世帯数（世帯）	被保険者数（人）	加　入　率	
				世帯	被保険者
県	1	—	—	—	—
市町村	44	373,331	554,073	30.55%	20.16%
組　合	2	6,487	9,528		
合　計	47	379,818	563,601		

6. 役員

役員は、会員である保険者を代表する者のうちから 18 人、学識経験者である役員について 1 人を総会において選任しています。

（1） 定　数

役　員	定　数	内　訳		
		市町村長	国保組合理事長	学識経験者
理　事	16 人	14 人	1 人	1 人
監　事	3 人	3 人		

（2） 名　簿　　（令和 7 年 8 月 1 日現在）

役　名	氏　名	所　属
理事長	小田川　浩	つくばみらい市長
副理事長	原　浩道	潮来市長
〃	高梨哲彦	大子町長
〃	橋本正裕	境町長
常務理事	森田達也	国保連合会
理　事	針谷　力	古河市長
〃	沼田和利	牛久市長
〃	五十嵐立青	つくば市長
〃	大谷　明	ひたちなか市長
〃	松丸修久	守谷市長
〃	大塚秀喜	桜川市長
〃	鈴木周也	行方市長
〃	小林宣夫	茨城町長
〃	國井　豊	大洗町長
〃	山田　修	東海村長
〃	松﨑信夫	茨城県医師国保組合理事長
監　事	田口伸一	鹿嶋市長
〃	中島　栄	美浦村長
〃	知久清志	五霞町長

7．運営体制

（1） 組織図（令和7年4月現在）

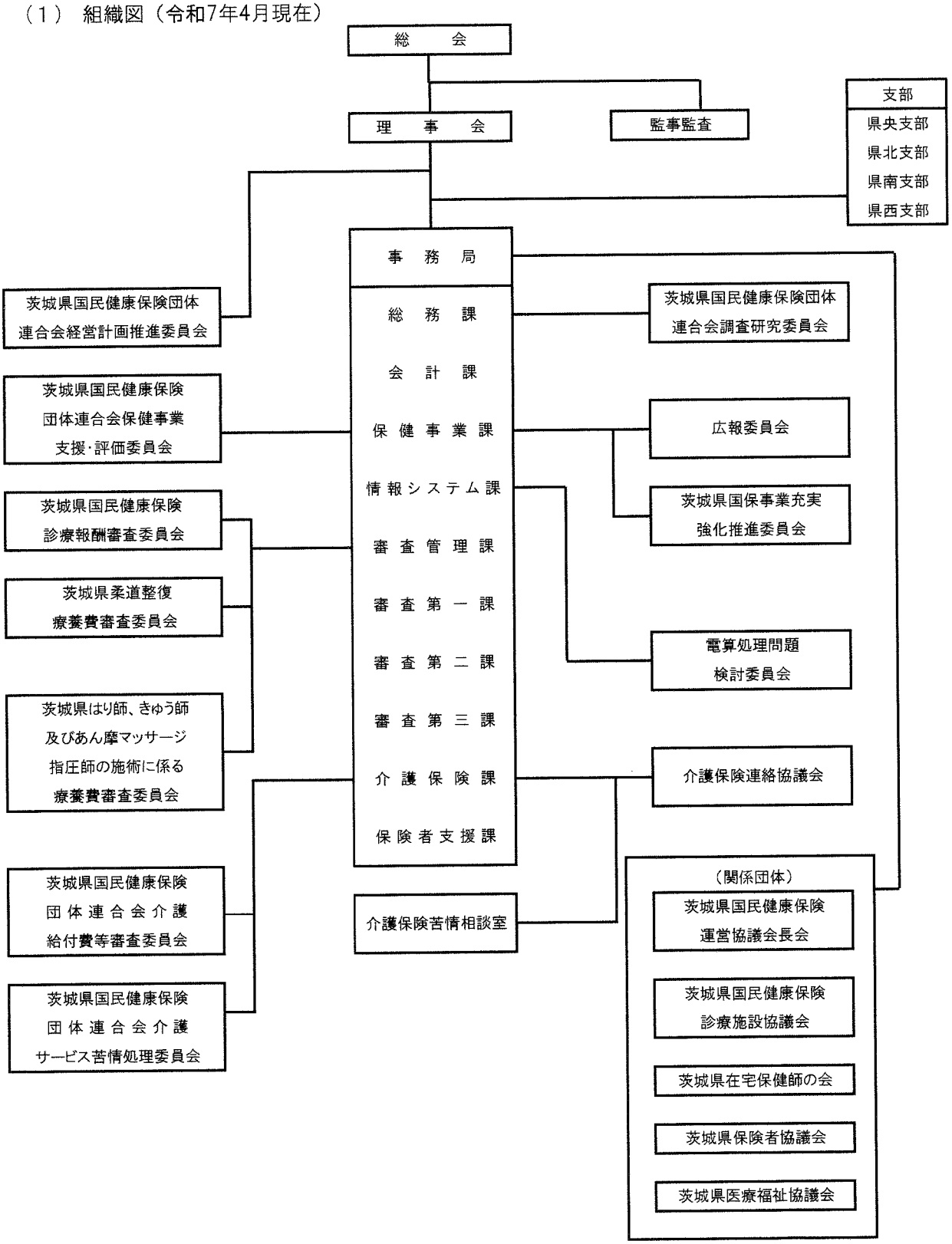

（2） 運営

○総会

総会は、会員である保険者の意思決定機関であり、保険者を代表する者で構成され、毎年2月と7月に、理事会の議決によって開催されます。総会の議決事項は、国民健康保険法の規定に基づき、歳入歳出の予算決算、規約の改正等について議決します。

○理事会

理事会は、国保連の執行機関です。現在、会員である保険者を代表する者のうちから15名、学識経験者のうちから1名の計16名によって構成され、理事長の招集によって開催されます。総会に提出する議案や会務運営の具体的方針等を議決します。

○監事監査

監事監査は、国保連の監査機関です。現在、会員である保険者を代表する者の中から3名の監事によって構成されており、国保連の業務及び財産の状況を監査しています。監事は会計に関する帳票及び書類の閲覧や謄写をし、理事に対して会計に関する報告を求めることができます。

また、監査法人による外部監査も実施しています。

○支部

支部は、県内市町村保険者を4支部に分け、本会事業の推進にあたっての保険者間の連絡調整を図るとともに、国民健康保険・介護保険に関する調査・研究等の事業を行っています。

（令和7年8月1日現在）

支部名	県央支部	県北支部	県南支部	県西支部
支部長	潮来市長 原　浩道	大子町長 高梨　哲彦	守谷市長 松丸　修久	境町長 橋本　正裕
副支部長	茨城町長 小林　宣夫	ひたちなか市長 大谷　明	つくば市長 五十嵐　立青	桜川市長 大塚　秀喜
常任幹事	潮来市 市民課 吉川　利夫	大子町 町民課 杉森　由美子	守谷市 国保年金課 宮本　博行	境町 保険年金課 岩岡　美和
保険者名	水戸市 笠間市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町	日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 東海村 大子町	土浦市 石岡市 龍ケ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市 かすみがうら市 つくばみらい市 美浦村 阿見町 河内町 利根町	古河市 結城市 下妻市 常総市 筑西市 坂東市 桜川市 八千代町 五霞町 境町
保険者数	11	9	14	10

【委員会の設置】

○調査研究委員会
国民健康保険制度に関することを調査・研究し、保険者及び連合会の適正な事業運営のために委員会を開催しています。

○経営計画推進委員会
本会の経営計画の執行状況及び実施について、客観的に評価・検証するための委員会です。

○国保事業充実強化推進委員会
新・国保 3%推進運動の年間事業計画などを策定するための委員会を開催しています。

○保健事業支援・評価委員会
保険者における国保データベース（KDB）システムの活用促進、現状分析支援やデータヘルス計画の策定支援を行う委員会です。

○広報委員会
連合会の行う広報事業の内容、方策等について検討し、事業の効果的な促進を図ることを目的として開催しています。

○電算処理問題検討委員会・作業部会
保険者における事務処理の効率化に寄与することを目的として、各種電算処理システムの充実強化や、保険者において共通する事務に係る電算処理などについて検討しています。

○介護保険連絡協議会
連合会の介護保険制度に関する業務を円滑に進めるために、連絡・協議を行う委員会です。

○診療報酬審査委員会
国保及び後期高齢者医療の医科・歯科・調剤のレセプトを審査します。

○柔道整復療養費審査委員会
国保及び後期高齢者医療に係る柔道整復師から提出された支給申請書の審査を行います。

○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査委員会
国保及び後期高齢者医療に係るはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師から提出された支給申請書の審査を行います。

○介護給付費等審査委員会
介護事業者等から提出された介護給付費請求書等の審査を行います。

○介護サービス苦情処理委員会
介護保険サービスに関する苦情・相談に対し調査・指導及び助言を行います。

【関係団体の事務局】

○茨城県国民健康保険運営協議会長会
茨城県内の市町村国保運営協議会会長や国保担当課長が、医療保険制度に係る諸問題について調査・研究するための会議等を開催しています。

○茨城県国民健康保険診療施設協議会
全国国民健康保険診療施設協議会及び関係団体等と協力して、国保地域医療学会、研修会、研究会等、地域包括医療・ケアの推進事業に取り組んでいます。

○茨城県在宅保健師の会
在宅（退職した）保健師が、豊富な経験を生かし地域の保健活動を支援することや、会員相互の連絡を図ることを目的とした組織で、市町村支援のほか、会誌の作成や研修会の開催等を行っています。

○茨城県保険者協議会・作業部会
保険者協議会は、各都道府県に設けられている協議会で、各都道府県内の医療保険者が連携・協力して保健事業等を共同実施することにより、効果的な保健事業の実施を検討することを目的として設置されています。

○茨城県医療福祉協議会
県内各市町村相互の連絡調整を図り、本県における医療福祉事業の健全な育成と発展に資することを目的として設置されています。

（３）　情報セキュリティ対策及び個人情報保護

○情報セキュリティ対策

本会は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法等に基づく診療報酬等の審査支払事務をはじめ、保険者等の事業運営に資するための事業を実施しています。

事業運営にあたり、診療報酬明細書等、これらを基礎とするデータベース、役職員及び審査委員に関する個人情報等を大量に取り扱っていることから、本会が保有する個人情報をはじめ、業務で取り扱う全ての情報資産を情報セキュリティの脅威から保護するため取得した ISMS 認証を継続し、情報の安全な管理対策を組織全体で統一的に推進します。

令和２年９月情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)の取得

IS 729787 / ISO 27001

○個人情報保護

本会は、「個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)」、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会、厚生労働省）及び「茨城県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」その他関係法令等の遵守の徹底に努めます。

○事業継続計画（BCP）

本会が災害等により事務所・職員等に相当の被害を受けた場合や新型インフルエンザ等の感染症が発生し、本会が行う審査支払業務等の業務活動が長期間停止した場合、保険者・医療機関・関係組織等（以下「保険者等」という。）の運営に大きな支障が生じるとともに、医療機関から被保険者への医療の提供などにも支障をきたす恐れがあることから、「業務継続計画」に基づき限られた人員・資源を効率的に投入しながら業務をできる限り継続し、本会及び保険者等の受ける損失を最小限に抑えます。

8. 事務局組織

（1） 組織図

（令和7年4月1日現在）

- 事務局長 （1名）
- 事務局次長 （1名）
- 参事 （1名）
  - 総務課（13名）
    - 総務企画係
    - 財務係
    - 職員係
  - 会計課（3名）
    - 出納係
  - 保健事業課（6名）
    - 保健事業係
    - 広報・調査係
  - 情報システム課（18名）
    - 情報管理係
    - システム運用係
    - 請求支払係
    - （後期高齢者医療担当）
  - 審査管理課（17名）
    - 審査企画係
    - 療養費係
    - 業務支援係
  - 審査第一課（24名）
    - 第一係（医科）
    - 第二係（医科）
    - 第三係（医科）
    - 過誤・再審査係
  - 審査第二課（18名）
    - 第一係（医科）
    - 第二係（医科）
    - 第三係（医科）
  - 審査第三課（9名）
    - 第一係（歯科）
    - 第二係（歯科）
    - 第三係（調剤）
  - 介護保険課（10名）
    - 介護保険係
    - 障害福祉係
  - 保険者支援課（4名）
    - 求償係
    - レセプト点検係

職員 125名

（2） 事務分掌

総務課	■会務運営の総合的企画及び調整に関すること。 ■総会及び役員会に関すること。 ■役員に関すること。 ■組織及び職員の定数に関すること。 ■規約、規則、規程等の制定及び改廃に関すること。 ■公告式に関すること。 ■公印に関すること。 ■文書に関すること。 ■情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関すること。（システム関係を除く。） ■特定個人情報等の取扱いの総括に関すること。 ■職員の任免、懲戒、服務その他の人事に関すること。 ■職員の給与、勤務時間その他勤務条件及び給与計算に関すること。 ■退職手当に関すること。 ■職員の各種保険及び団体共済に関すること。 ■職員に係る損害賠償の調整に関すること。 ■職員の教養、研修、保健その他福利厚生に関すること。 ■職員の互助会に関すること。 ■事務所の維持管理及び取締りに関すること。 ■県及び関係団体との連絡調整に関すること。 ■他の課の所掌に属さない事項に関すること。 ■予算の編成及び予算の執行の総括に関すること。 ■支出負担行為に関すること。 ■補助金、交付金及び貸付金の総括に関すること。 ■財産の取得、管理、処分に関する事務の総括に関すること。 ■会員負担金、求償事務負担金及び入館団体共通経費の調定事務に関すること。 ■その他財務に関すること。

会計課	■予算の収支及び決算に関すること。 ■現金（現金に替えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関すること。 ■物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。 ■有価証券の出納及び保管に関すること。 ■資金運用に関すること。 ■現金及び財産の記録管理に関すること。 ■支出負担行為の確認に関すること。 ■給与の支給事務に関すること。 ■歳入歳出外現金等の出納事務に関すること。 ■監査及び出納検査に関すること。 ■会計基準に関すること。 ■指定金融機関等に関すること。 ■その他出納に関すること。

保健事業課	■会員の事業振興に関すること。 ■会員の育成指導に関すること。 ■支部事業に関すること。 ■国民健康保険の統計及び調査研究に関すること。 ■広報に関すること。 ■ホームページに関すること。 ■保健事業に関すること。 ■保健事業に係る調査、統計及び研修に関すること。 ■特定健康診査・特定保健指導等のデータの管理等に関すること。 ■国保データベースシステム・KDB補完システムの運用管理に関すること。 ■国保事業充実強化推進運動に関すること。 ■茨城県保険者協議会に関すること。 ■保健事業支援・評価委員会に関すること。 ■国保事業費納付金等算定支援業務に関すること。 ■保健師等行政専門職員研修等業務委託に関すること。

情報システム課	■ITの施策の企画、調整及び推進に関すること。 ■インターネットに関すること。 ■情報システム及びネットワーク環境の維持管理に関すること。 ■情報システムの新規導入及び更改に関すること。 ■国保総合システムの運用に関すること。 ■国保情報集約システムの運用に関すること。 ■後期高齢者医療請求支払システムの運用に関すること。 ■医療福祉費処理システムの運用管理に関すること。 ■保険者事務共同電算処理業務に関すること。 ■医療福祉費共同電算処理業務に関すること。 ■情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関すること。(システム関係) ■後期高齢者医療広域連合電算処理(標準)システムの運用管理業務に関すること。 ■後期高齢者医療広域連合事務代行業務に関すること。 ■診療報酬等の審査支払業務等の調整に関すること。 ■診療報酬等の全国決済事務に関すること。 ■診療報酬等の調定事務及び支払計画に関すること。 ■審査支払手数料の調定事務に関すること。 ■保険者間調整(療養費等代理受領方式によるもの)に関すること。

審査管理課	■診療報酬等の審査支払業務等の企画に関すること。 ■診療報酬審査委員会に関すること。 ■診療（調剤）報酬における審査事務の効率化・高度化及びコンピュータシステムチェック項目の拡充に関すること。 ■柔道整復療養費審査委員会並びにはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査委員会に関すること。 ■療養費に係る支給申請書の審査支払並びに審査手数料の調定事務及び請求に関すること。 ■訪問看護療養費請求書（県外分診療報酬等全国決済事務に係る受託分を含む。）の審査に関すること。 ■訪問看護療養費の請求及び支払事務に関すること。 ■妊婦・乳児健康診査委託料の審査支払事務に関すること。 ■出産育児一時金等の支払事務に関すること。 ■特定健康診査・特定保健指導等費用の支払に関すること。

審査第一・二・三課	■診療報酬等の審査事務に関すること。 ■診療報酬等の請求及び支払事務に関すること。 ■診療報酬等審査支払手数料の請求に関すること。 ■県外分診療報酬等全国決済事務に係る受託分の審査及び委託分の請求に関すること。 ■診療報酬等の過誤調整・再審査に関すること。 ■保険者間調整(包括的合意によるもの)に関すること。 ■保険者が行う診療報酬等明細書の点検に係る事務支援に関すること。
介護保険課	■介護保険事業関係業務の企画調整に関すること。 ■介護サービス苦情処理委員会事務局に関すること。 ■介護サービス事業者等に対する必要な助言及び指導の補助に関すること。 ■介護給付費等審査委員会に関すること。 ■介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費等の審査及び支払に関すること。 ■介護保険共同処理支援事業に関すること。 ■障害介護給付費及び障害児給付費等の審査支払に関すること。 ■介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費等、障害介護給付費及び障害児給付費等の調定事務及び支払計画に関すること。 ■保険料等の特別徴収に係る経由事務に関すること。 ■年金生活者支援給付金の支給業務に関すること。 ■介護給付適正化対策事業に関すること。 ■介護職員処遇改善支援事業に関すること。 ■福祉・介護職員処遇改善支援事業に関すること。 ■介護保険連絡協議会に関すること。 ■前各号に掲げるもののほか、介護保険事業関係業務及び障害介護給付事業関係業務の処理に関すること。
保険者支援課	■第三者行為損害賠償求償事務処理に関すること。 ■診療報酬等明細書の二次点検事務処理に関すること。

Ⅲ 令和7年度事業計画及び予算

1. 令和7年度事業計画

【基本方針】

国民健康保険制度は制度創設以来、我が国の国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康増進に貢献し、住民福祉の向上に重要な役割を果たしてきた。

平成 30 年度より都道府県が財政運営の責任主体となる新たな国保制度が施行され、現在、概ね順調に運営が行われているところであるが、今後は、人口減少や被用者保険の適用拡大により被保険者は減少を続け、また、被保険者の高齢化により医療費の増嵩が見込まれることから、財政運営の一層の安定化・健全化や業務処理の標準化・共同化などが求められている。

このことから、国においては、令和元年 5 月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」を公布し、国保連合会に係る重要事項などが規定されるとともに、令和 3 年 3 月には、審査支払機関の機能強化を図るため、厚生労働省、支払基金及び国保中央会により「審査支払機能に関する改革工程表」などが策定された。

これにより基幹となる審査支払業務に関しては、「審査結果の不合理な差異の解消」及び「支払基金と国保中央会・国保連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方」の実現に向け、全国の国保連合会及び国保中央会が連携して、審査基準の統一化を見据えたコンピュータチェック項目の拡充による審査業務の適正化・効率化や、支払基金との審査・支払領域の共同利用などの取組みを行っていく。

また、介護保険制度を含めた取組みとして、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められており、積極的にその構築に向けた支援を強化していく。

このような中、令和 7 年度の主な取り組みとしては、茨城県からの委託を受け KDB 補完システムを稼働させることにより、保険者にタイムリーにデータ提供を行うとともに、複雑なデータ分析や二次加工の手間を軽減し、効率的な保健事業の推進に貢献する。また、第三者行為損害賠償求償事務について、新たに令和 7 年度から「広域的又は専門的な事案」に関しては市町村から都道府県への委託が可能となるが、これに伴う国保連合会の役割が明確でないことから、国などの動向を踏まえ、対応を検討していく。

以上のことを踏まえ、コスト意識を強く持ち単年度収支の均衡を図りつつ、本会がこれまで蓄積した知見やノウハウを十分に活かし、効率的で実効性のある支援による保険者機能の向上などに取り組むため、以下の事項を基本とし事業を実施する。

【重点事項】

1．審査支払業務の効率化・高度化とコンピュータチェックシステムの整備等

（1）「国保審査業務充実・高度化計画」及び「審査支払機能に関する改革工程表」の実現に向け、審査基準の全国統一等の審査支払機関改革について、審査委員会と連携のうえ確実に実施する。

（2）画面審査におけるシステムチェック項目の拡充について、全国統一の動向と保険者ニーズのバランスに留意しながら適切な項目の設定に取り組むとともに、随時見直しを行い適正な審査と業務の効率化を図る。

（3）県からの委託を受け、KDB 補完システムの安定稼働及び保険者支援の充実に向けた対応に努める。

（4）介護保険審査支払等システム、障害者総合支援給付審査支払等システムのクラウド化に伴い、安定稼働に向けた対応に努める。

（5）令和 8 年度から予防接種関連システムの稼働を予定しており、県・市町村・医師会などと連携をして、円滑な稼働に向け準備に努める。

2．保険者支援の拡充

（1）第三者行為損害賠償求償事務について、国保法の改正により、令和７年度より市町村からの委託を受けた都道府県において、広域的又は専門的なものに関する求償事務が実施可能となるため、国などの動向を踏まえ、引き続き、保険者事務の軽減に資するよう努める。

（2）「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドライン」に基づき、保健事業支援・評価委員会と連携した支援を行う。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、特定健診・特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防等について、県・後期高齢者医療広域連合と連携した保険者支援を行う。

（3）KDB 補完システムにより、生活習慣病重症化予防や重複・多剤服薬者等の対象者を抽出し、保健師等による早期介入につなげることで保険者における重症化予防や医療費適正化を支援する。

（4）効果的な広報事業として、JR 常磐線をはじめとした県内各路線の駅や電車内に被保険者啓発ポスターを掲示し、国保制度の啓発を図る。

（5）本会、市町村、委託業者の三者間で契約し、特定健診受診率向上共同事業を行う。

3．情報セキュリティ対策の推進等

本会が保有する個人情報をはじめとする全ての情報資産を情報セキュリティ上の脅威から保護するため、認証取得した情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に基づき、情報セキュリティを確保する。

4．会務運営の健全化等

（1）総会及び理事会の議事録をはじめ、財務諸表の公開を行うなど、引き続き、会務運営の透明化を図る。

（2）会計処理については、引き続き、監事による監査、公認会計士による外部監査及び財務監察担当による抜き打ち検査等により適正化を図る。また、引き続き、円滑な業務処理に努め、効果的・効率的な運用を図る。

（3）財政の健全化を図るため、契約事務の適正化、物件費等内部経費の縮減等に努めるとともに、国における国保連合会の令和６年度法人税施行令等の一部改正を踏まえ、適正な手数料の設定等を行う。

（4）職員研修基本計画に基づき、専門性の高い職員の育成等に努めるとともに、業務処理の効率化などにより働き方改革を進める。

【事業】

1　会務運営に関する事業

（1）　総会
（2）　正副理事長会議
（3）　理事会
（4）　監事監査・出納検査
（5）　外部監査
（6）　経営計画推進委員会

2　診療報酬等審査支払事業

保険者及び広域連合から国民健康保険及び後期高齢者医療の診療報酬等審査支払に係る事務を受託し、適正かつ円滑に遂行するとともに、審査の効率的運用と精度向上を図るため、レセプト審査支援システムによるコンピュータチェックを最大限に活用する。

・診療報酬等審査支払業務
①診療報酬審査委員会
②柔道整復療養費審査委員会
③はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査委員会

④一般療養費審査委員会
⑤国保総合システム（審査支払系）の運用管理
⑥後期高齢者医療請求支払システムの運用管理
⑦国保総合システム（審査支援）によるコンピュータチェック
⑧出産育児一時金の医療機関への直接支払業務

3　妊婦・乳児健康診査委託料審査支払事業

母子保健法に基づく妊婦・乳児健康診査委託料の審査支払業務を適正かつ円滑に実施する。

4　介護保険事業

介護保険法に基づく介護給付費の審査支払業務、保険者の介護給付適正化事業の支援及び苦情処理業務を行う。

（１）審査支払業務
①介護給付費の審査及び支払業務
②介護給付費等審査委員会
③介護予防・日常生活支援総合事業の審査及び支払業務
（２）苦情処理業務
①介護サービス苦情処理委員会
②苦情・相談業務
（３）市町村支援業務
①要介護認定更新支援処理
②償還払給付額管理処理
③介護給付費通知作成処理
④高額介護サービス費支給処理
⑤高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給処理
⑥各種支払支援処理
⑦統計資料作成処理
⑧介護給付適正化対策情報提供処理
⑨介護給付適正化支援処理
（４）年金からの保険料の特別徴収経由機関業務
保険料の特別徴収に必要なデータ授受に係る業務
（５）会議等の開催
①介護保険連絡協議会
②介護保険事務担当者会議
（６）年金生活者支援給付金に係る業務
年金生活者支援給付金に係る所得情報等データ提供に関する事務

5　障害者総合支援法等事業

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害介護給付費等の審査支払業務及び市町村支援業務を行う。

（１）審査支払業務
障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払
（２）市町村支援業務
①給付実績交換処理
②高額障害福祉サービス費及び高額障害児通所給付費に係る支給処理
③各種支払支援処理
④独自助成支払処理
⑤統計資料作成処理
（３）会議等の開催
障害福祉事務担当者説明会

6　保険者支援事業

保険者における医療費適正化に資するため、レセプト二次点検業務を受託する。

7　第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務

保険者及び広域連合における医療費適正化対策に係る事務支援として実施する。

・第三者行為損害賠償求償事務

①第三者行為求償事務研修会（茨城県と共催及び本会単独）

②第三者行為に係る通報及び相談

③第三者行為損害賠償額の請求（加害者直接請求分を含む）及び受領に関する事務（国保・後期高齢者・介護保険・医療福祉及び指定公費）

④求償事務処理上の諸問題について保険者等と協議し、求償事務共同処理業務の充実強化を図る。

⑤支部事業（求償事務研修会等）への参加

⑥広域的又は専門的な事案に関する求償事務について県及び保険者と協議し、求償事務共同処理業務の充実強化を図る

8　保険者事務共同電算処理事業

保険者及び広域連合における国保、後期高齢者医療及び医療福祉費等に係る事務の電算処理を行う。また、これら電算処理システムの安定運用に努める。

（１）国保に係る処理業務

①国保総合システム（保険者サービス系）の運用管理

②電子帳票システムの運用管理

③資格・給付確認

④共同処理関係帳票の作成

⑤高額医療・高額介護合算療養費の関係帳票作成

⑥資格確認書の作成

⑦医療費通知関係帳票の作成

⑧後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書の作成及び作成支援

⑨介護給付適正化医療給付データの作成

⑩国保事業月報作成支援システムの運用管理

⑪その他保険者が必要とする資料及びデータの作成

（２）後期高齢者医療に係る処理業務

①広域連合電算処理システムの運用管理

②レセプト資格確認

③レセプトデータ等各種データの作成

④統計情報の電子化

⑤高額医療・高額介護合算療養費・葬祭費支給申請書入力業務

⑥高齢者歯科健康診査委託料審査支払及び結果入力業務

⑦国保データベース（KDB）システムを活用したデータ集計及び分析業務

（３）医療福祉費に係る処理業務

①医療福祉費受給者の資格・給付確認

②共同処理関係帳票の作成

③その他市町村が必要とする資料及びデータの作成

（４）国保事業費納付金等算定標準システム及び国保情報集約システムに係る業務

①国保事業費納付金等算定支援業務

②国保情報集約システムの運用管理

（５）オンライン資格確認等システムに係る業務

オンライン資格確認等システムに係る業務

（６）会議等の開催
①電算処理問題検討委員会・作業部会
②保険者事務共同電算事務担当者会議

9　事業振興

国保の健全な財政運営を確保するため、新・国保 3%推進運動の推進及び国保制度の安定運営に向けた運動を展開する。

（１）国保振興
①国保制度改善強化全国大会への参加・陳情活動
②政府予算説明会等への参加

（２）新・国保 3%推進運動の推進
①国保事業充実強化推進委員会
②冊子「統計でわかる茨城の国保の状況」の作成・配布
③保険料（税）収納率向上支援事業（保険料（税）収納率向上アドバイザー派遣）
④保険料（税）適正算定マニュアル（試算システム）の活用促進
⑤関係団体との連絡調整

（３）各支部事業の支援
①国民健康保険・介護保険制度に関する調査研究
②国保連合会事業の推進等

10　保健事業

保険者における生活習慣病対策をはじめとした健康増進及び疾病予防の取組み等に関する支援について、国保データベース（KDB）システム及び KDB 補完システムを活用した支援を行うとともに、関係機関との検討・協議を図るなど、保険者のニーズに沿った効率的な対応に努める。また、特定健診・特定保健指導に係る費用決済、健診データの管理及び共同処理などの業務を適切に執行する。

（１）協議会、研修会等
①国保データベース（KDB）システム及び KDB 補完システム操作研修会
②糖尿病性腎症重症化予防研修会
③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する研修会（茨城県後期高齢者医療広域連合と共催）
④保健事業支援・評価委員会
⑤健康づくり推進研修会

（２）各種支援事業
①国保データベース（KDB）システム及び KDB 補完システムを活用したデータ提供及び操作支援
②特定健診受診率向上の支援
③保健事業支援・評価委員による支援（グループ・個別・研修会）
④糖尿病性腎症重症化予防に関する支援
⑤茨城県在宅保健師の会会員と連携した支援（特定保健指導・重複多剤受診者に対する訪問指導等）
⑥市町村保健事業事例集の作成・配布
⑦各種統計資料の作成
⑧健康関連機器等の貸出し
⑨茨城県保険者協議会と連携した研修会の実施や広報活動

（３）国保診療施設関係
①勤務医師・看護師・事務長等合同研修会
②茨城県国保診療施設協議会事業への事務援助

（４）費用決済業務
特定健診・特定保健指導に係る費用決済及び健診・保健指導結果データ管理業務

11　広報宣伝事業

国民健康保険制度の趣旨普及、被保険者教育及び本会事務事業に関する広報活動を実施する。
・広報活動
①広報委員会
②機関誌「茨城の国保」の編集及び発行
③国保情報ネットワークを活用した情報提供
④全国優良保険者などの情報提供
⑤ICT（情報通信技術）を利用した広報事業の実施
⑥駅構内等での広報事業の実施
⑦被保険者教育広報
ア 第三者行為求償届出促進及び糖尿病予防啓発に係るポスターの作成・配布
イ 健康標語募集事業の実施
ウ 地域情報誌を活用した広告
エ 被保険者教育用記事提供
⑧図書、物資斡旋
⑨国保制度に係る各種リーフレット等の共同購入
⑩ホームページによる広報

12　育成指導関係事業

保険者等事務担当者の資質向上と国保運営上の諸問題について研究等を行う。また、保険者の医療費適正化対策として、レセプト点検事務に関する支援を行う。
（１）講習会・研修会の開催
①国保事務新任者講習会　（茨城県と共催）
②国保料（税）事務研修会　（　〃　）
③資格・給付並びに求償事務研修会　（　〃　）
④市町村（国保組合）国保主管課長研修会
（２）保険者レセプト点検事務支援
保険者レセプト点検員への事務支援

13　会議・協議会等

本会、保険者並びに支部等の関係団体における事業の円滑な運営を図るため、会議及び協議会等を開催し、緊密な連絡・調整等を行う。また、国民健康保険事業の改善と健全な発展に資するため、調査研究等を行う。
（１）保険者との連絡・調整に関する会議
国民健康保険・介護保険及び障害福祉主管課長等会議
（２）支部等との連絡・調整に関する協議会
①支部常任幹事連絡協議会
②調査研究委員会
③支部及び茨城県国保組合連絡協議会への助成
④関係団体の支援（茨城県国民健康保険運営協議会長会、茨城県医療福祉協議会）

2. 令和７年度予算

【負担金・手数料及び委託料】

１．一般会計

項　　目		負担金・手数料等の額
会員負担金		
平等割	（１保険者当り）	４７３，０００円
被保険者平等割	（１人当り）	９６円
KDB 補完システム維持管理費負担金	（１保険者当り）	１２０，０００円

２．審査支払特別会計（消費税含む。）

項　　目		負担金・手数料等の額
国民健康保険診療報酬審査支払手数料	（１件につき）	６９円００銭
療養費審査支払手数料	（１件につき）	６９円００銭
公費負担医療費審査支払手数料	（１件につき）	９４円００銭
医療福祉費審査支払手数料	（１件につき）	６９円００銭
レセプト電算処理システム手数料	（１件につき）	６８銭
レセプト管理業務手数料	（１件につき）	3円３０銭
求償事務負担金	（１保険者当り）	２２，０００円
求償事務手数料		求償額の４％
二次点検業務手数料	（１件につき）	8円００銭
出産育児一時金等支払事務費	（１件につき）	２１０円００銭
保険者事務共同電算処理業務手数料		
（被保険者(国保)１人当り年額）		
・標準処理保険者		３９６円５５銭
・　　〃　　（国保組合：医療費通知未委託）		３５９円４２銭
・電算機器等保有保険者		３０６円２２銭
医療福祉費共同電算処理業務手数料	（１件につき）	9円００銭
国保情報集約システム運用手数料	（１人当り）	１０８円４１銭
妊婦・乳児健康診査費等委託料審査支払手数料	（１件につき）	１２１円００銭

３．特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計(消費税含む。)

項　　目		負担金・手数料等の額
特定健康診査等データ管理システム負担金		
保険者等割	（１保険者当り）	３４０，０００円
特定健診対象者割	（対象被保険者１人当り）	１８円００銭
特定健康診査等データ管理システム手数料	（１件につき）	７４円００銭
受診券等作成料	（１枚につき）	8円４０銭

４．介護保険事業関係業務特別会計（消費税含む。）

項　　目	負担金・手数料等の額
保険料の年金からの特別徴収業務負担金　（１人当り）	2円１８銭
介護給付費審査支払手数料　（１件につき）	５７円００銭
公費負担医療審査支払手数料　（１件につき）	９５円００銭
介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料(１件につき)	５７円００銭
求償事務手数料	求償額の４％

５．障害者総合支援法関係業務等特別会計（消費税含む。）

項　　目	負担金・手数料等の額
障害介護給付費審査支払手数料　（１件につき）	１３５円００銭
障害児給付費審査支払手数料　（１件につき）	１３５円００銭
共同処理支援事業（地域生活支援事業支払処理）手数料(１件につき)	８０円５６銭

６．後期高齢者医療事業関係業務特別会計（消費税含む。）

項　　目	負担金・手数料等の額
求償事務手数料	求償額の４％
後期高齢者医療求償事務業務委託料	２，８６０，０００円
後期高齢者医療審査支払手数料　（１件につき）	６９円００銭
療養費審査支払手数料　（１件につき）	６９円００銭
二次点検業務手数料　（１件につき）	８円６０銭
レセプト管理システム業務委託料　（１件につき）	５円３０銭
後期高齢者健康診査等データ管理システム手数料　（１件につき）	７４円００銭
電算処理システム運用管理業務委託料	１２３，００９，５３０円
事務代行業務委託料	８５，７３２，９５３円
後期高齢者医療健診データ管理業務委託料	８，４５８，０００円
国保データベースシステムを利用した帳票データ作成業務委託料	９，６２５，０００円
高齢者歯科健康診査委託料支払及び結果情報入力に関する業務委託料	４，０７８，９０５円
国保データベースシステムを活用した健康・医療情報の集計及び分析業務委託料	８８８，３６０円

【各会計予算】

会　計　名	令和７年度 当初予算額	令和６年度 当初予算額	比　較	対前年度比
一般会計	千円 715,669	千円 742,507	千円 △26,838	% △3.6
診療報酬審査支払特別会計　（業務勘定）	2,363,182	2,082,544	280,638	13.5
後期高齢者医療事業関係業務特別会計 （業務勘定）	2,016,806	1,545,594	471,212	30.5
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 （業務勘定）	96,084	1,773,501	△1,677,417	△94.6
妊婦・乳児健康診査委託料審査支払事業特別会計	0	1,947,529	△1,947,529	—
介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）	443,046	357,177	85,869	24.0
障害者総合支援法関係業務等特別会計 （業務勘定）	144,661	139,179	5,482	3.9
第三者行為損害賠償求償事務処理業務特別会計	0	863,004	△863,004	—
職員退職手当特別会計	159,464	224,770	△65,306	△29.1
旧国保会館跡地貸付事業特別会計	1,324	0	1,324	—

会　計　名　（支払勘定）	令和７年度 当初予算額	令和６年度 当初予算額	比　較	対前年度比
診療報酬審査支払特別会計（国保）	千円 202,527,592	千円 202,527,592	千円 0	% 0.0
診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療）	3,357,865	3,810,785	△452,920	△11.9
診療報酬審査支払特別会計（医療福祉費）	8,893,109	8,553,017	340,092	4.0
診療報酬審査支払特別会計（出産育児一時金等）	834,006	744,006	90,000	12.1
診療報酬審査支払特別会計（健康保険）	9	9	0	0.0
診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用）	10	87,939	△ 87,929	△100.0
診療報酬審査支払特別会計 （妊婦・乳児健康診査費等）	2,231,273	0	2,231,273	—
後期高齢者医療事業関係業務特別会計 （後期高齢者医療）	411,261,172	384,905,800	26,355,372	6.8
後期高齢者医療事業関系業務特別会計 （公費負担医療）	830,345	1,817,345	△987,000	△54.3
後期高齢者医療事業関系業務特別会計 （歯科健康診査）	88,006	88,006	0	0.0
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 （特定健康診査・特定保健指導等費用）	1,700,005	0	1,700,005	—

会　計　名　（支払勘定）	令和７年度 当初予算額	令和６年度 当初予算額	比　　較	対前年度比
介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等）	千円 257,480,169	千円 250,070,449	千円 7,409,720	% 3.0
介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等）	3,392,095	3,254,259	137,836	4.2
障害者総合支援法関係業務等特別会計 （障害介護給付費）	79,665,423	73,015,501	6,649,922	9.1
障害者総合支援法関係業務等特別会計 （障害児給付費）	22,804,879	19,570,109	3,234,770	16.5

（1）一般会計　　予算総額　715,669 千円

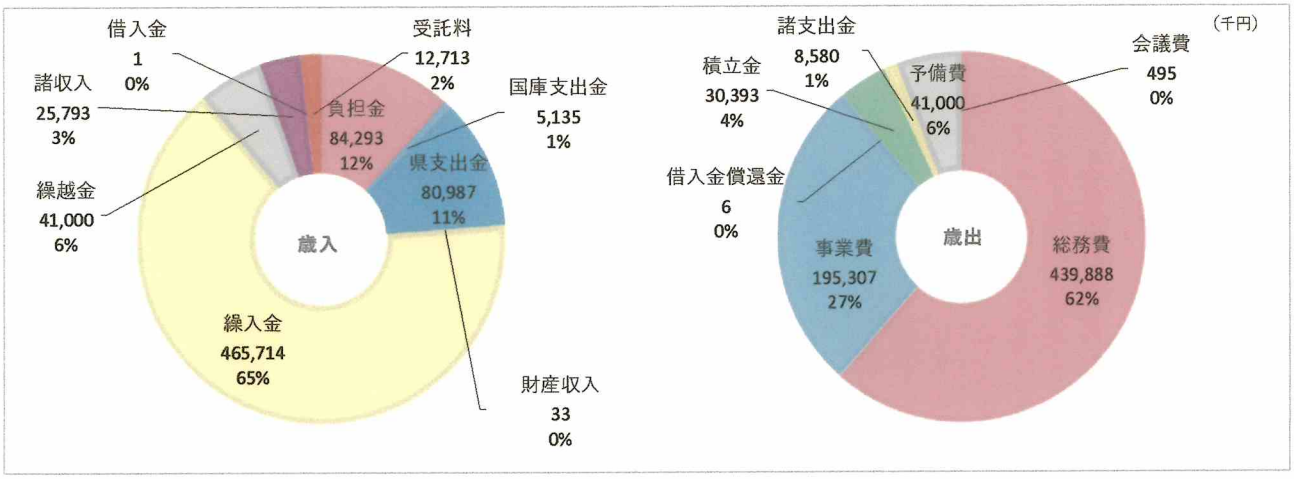

（2）診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）　　予算総額　2,363,182 千円

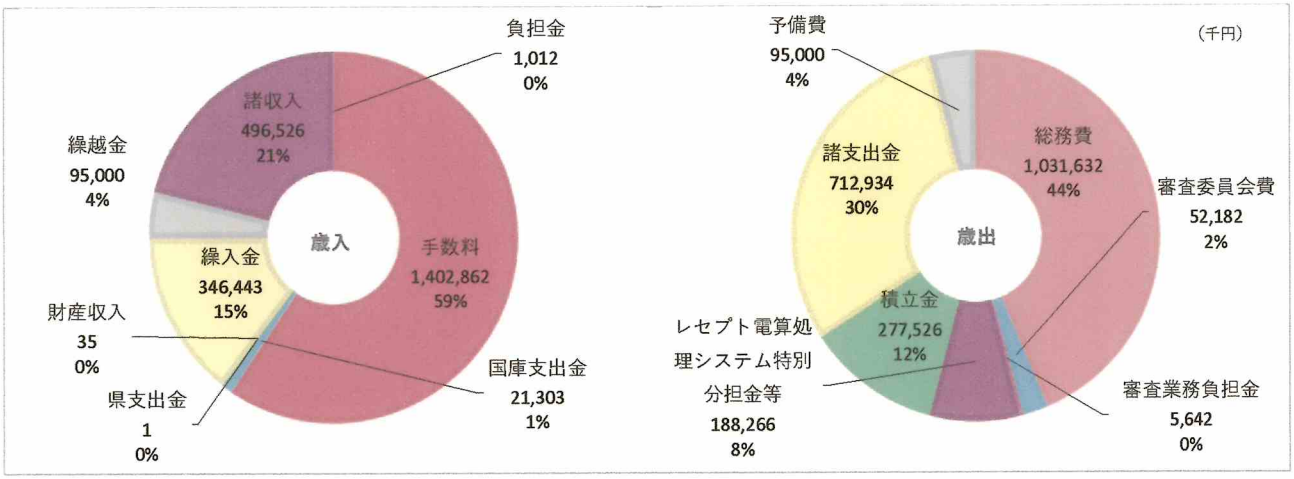

（3）後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）　　予算総額　2,016,806 千円

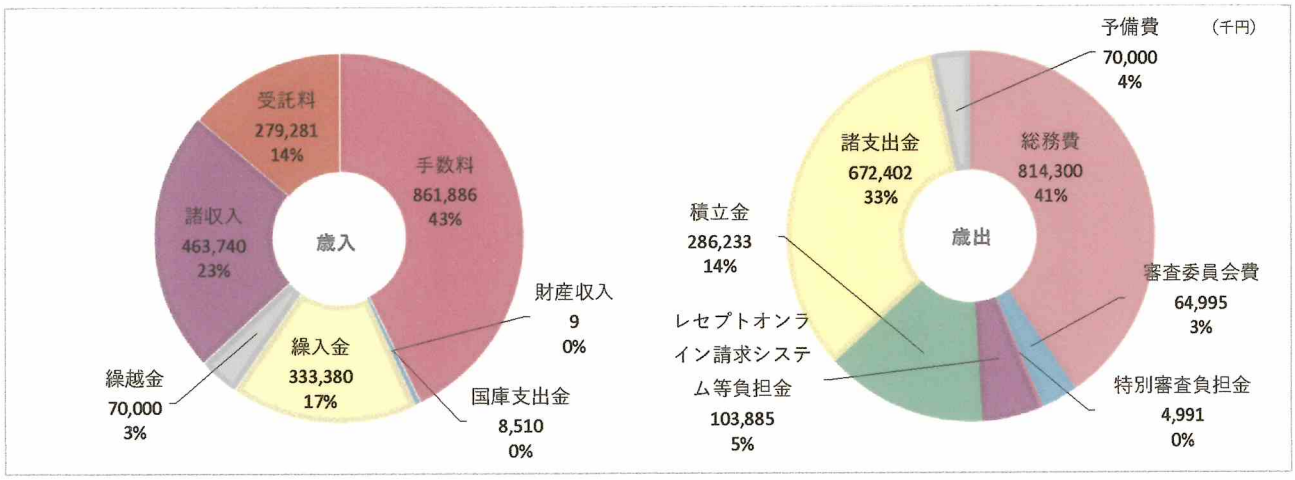

（４）特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計(業務勘定)　　予算総額　　96,084 千円

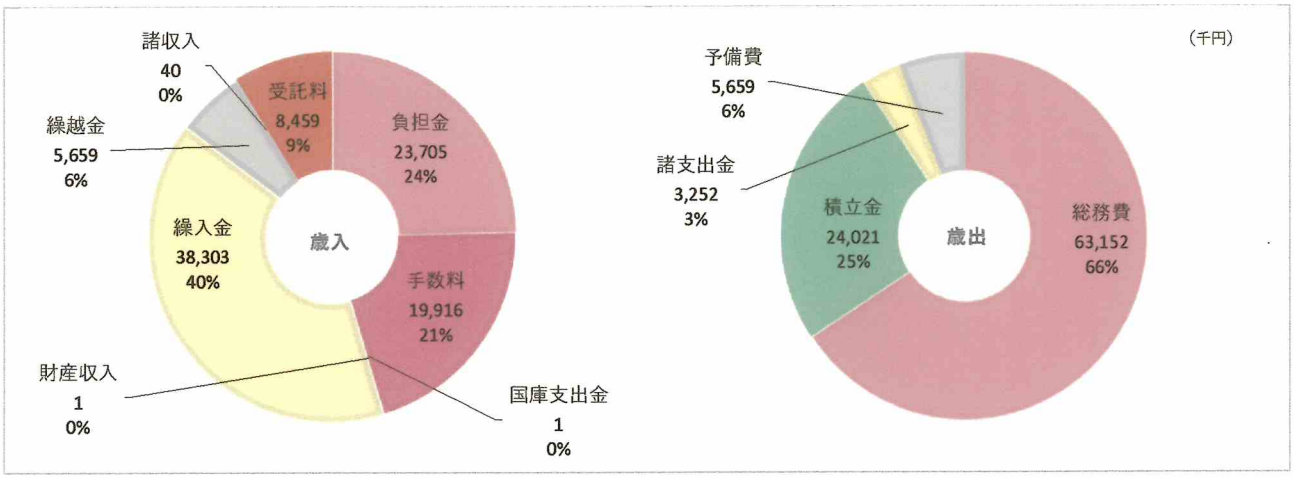

（５）介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）　　予算総額　　443,046 千円

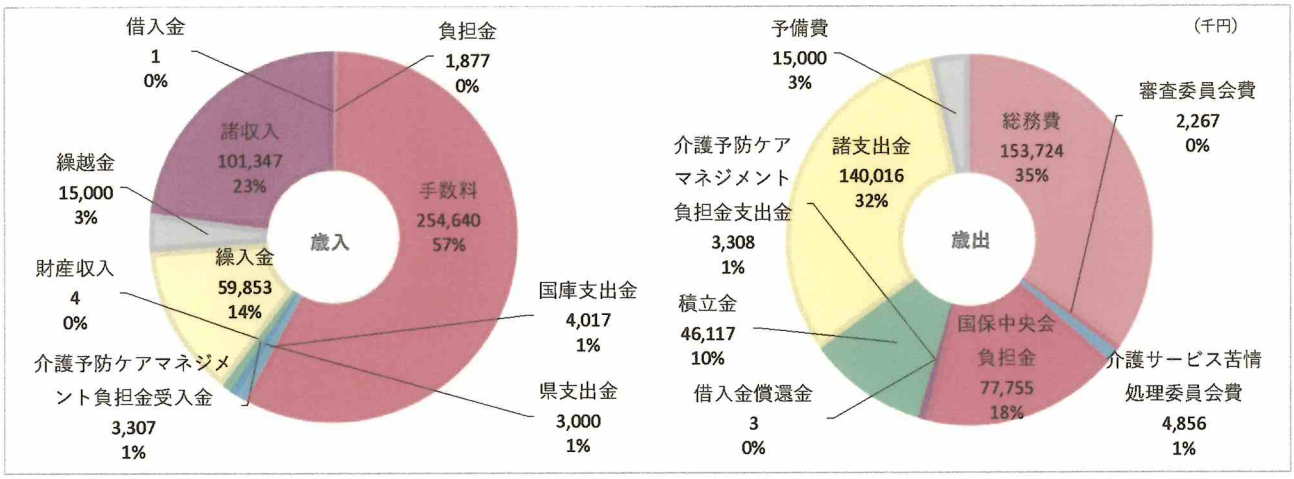

（６）障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）　　予算総額　　144,661 千円

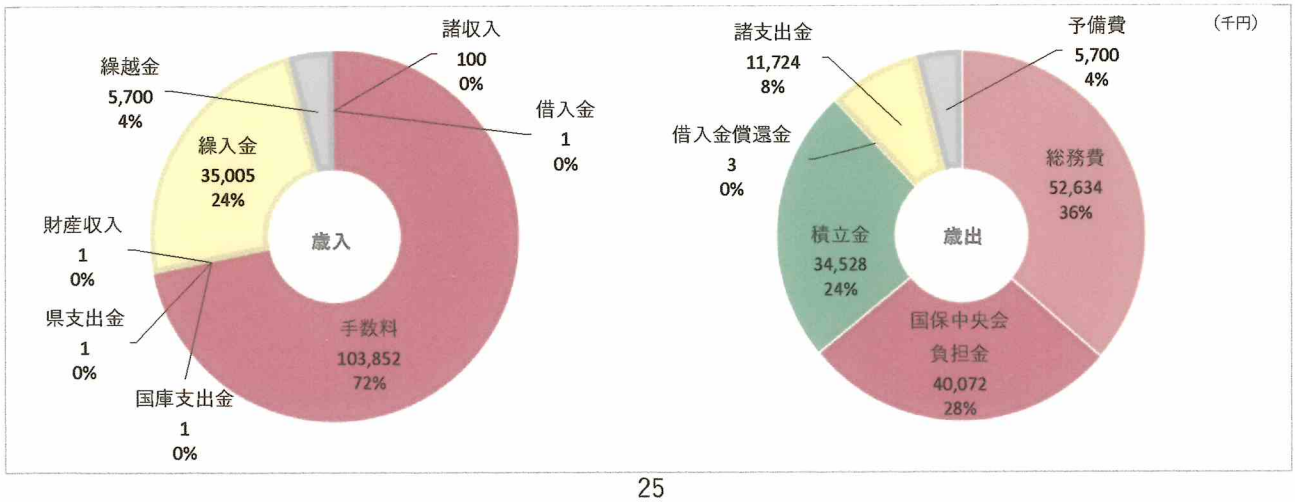

（7）職員退職手当特別会計　　予算総額　159,464 千円

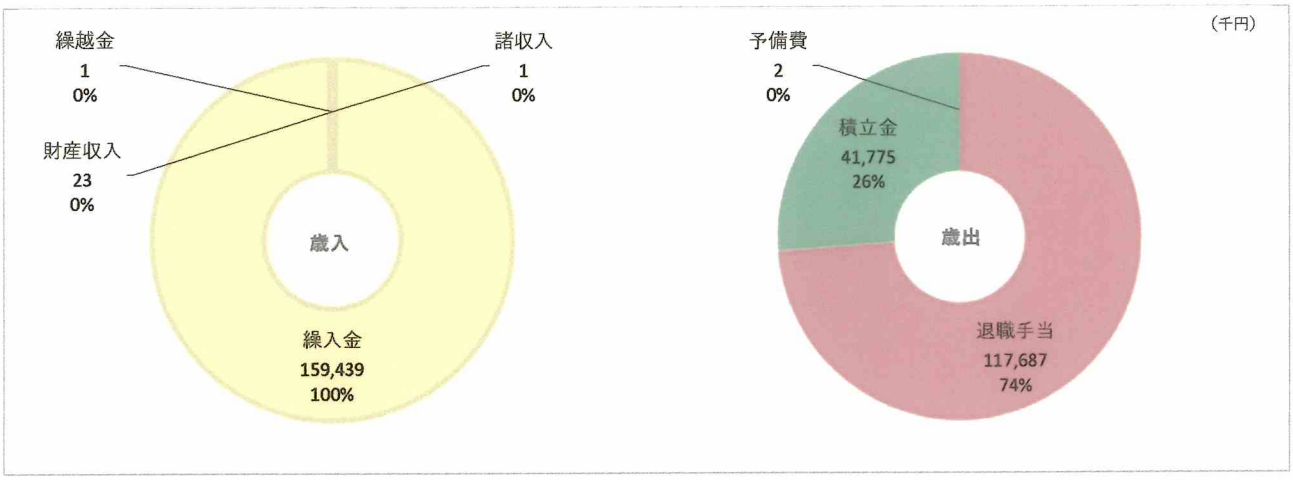

（8）旧国保会館跡地貸付事業特別会計　　予算総額　1,324 千円

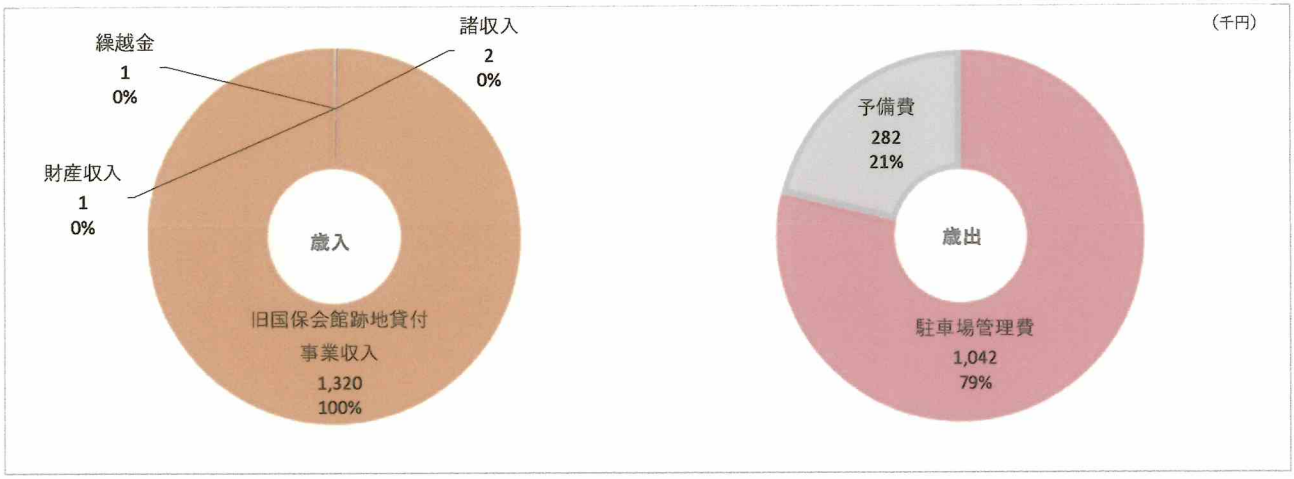

Ⅳ 事業内容

1．審査支払等

1 国民健康保険制度関係

国民健康保険制度に関する業務として、診療報酬審査支払等業務を中心に行っています。国保連で行う審査支払業務は、国民健康保険法に基づき国保保険者から委託を受けて行っています。

❶診療報酬審査支払業務

保険医療機関等から提出される診療報酬明細書（レセプト）等の受付から審査などを経て保険者への診療報酬の請求、保険医療機関等への支払いまでを、以下の表の流れで行っています。

なお、審査の対象は「医科」「歯科」「調剤」のレセプト及び「療養費（柔道整復等）」の申請書が対象です。

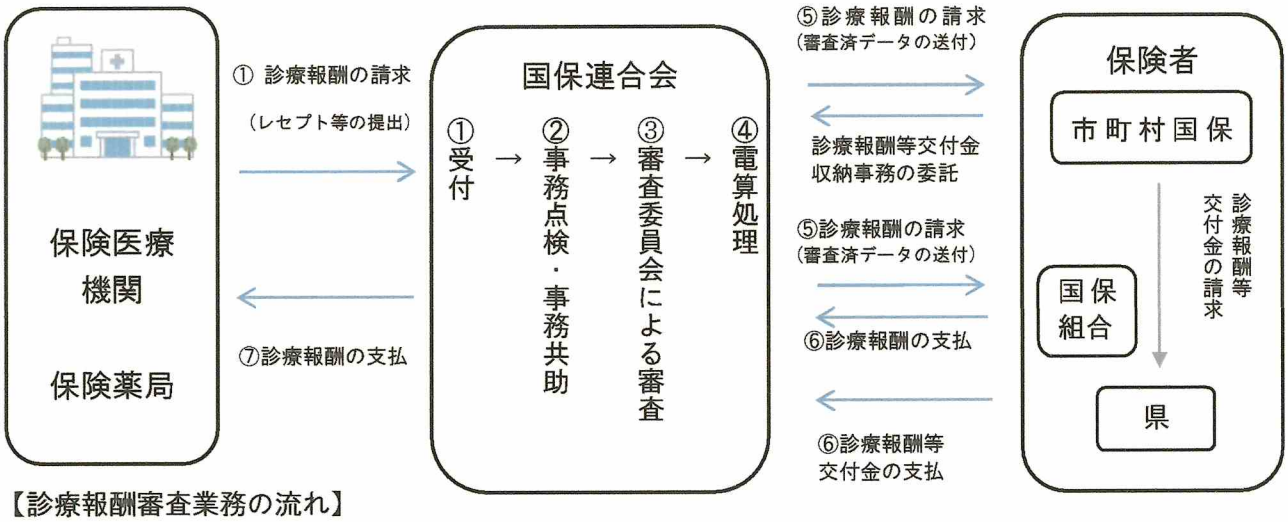

【診療報酬審査業務の流れ】

①受付

毎月10日までに県内の保険医療機関等からレセプトデータが電子媒体やオンライン回線により提出されます。（一部紙による請求もあります。）

②事務点検・事務共助

事務点検は、受付を終えたレセプトの記載誤りや記載不備（患者名・生年月日・被保険者記号番号）など事務的な点検を行います。事務共助は、審査委員会へ提出する前のレセプトに、職員による審査事務共助として、検査・投薬など診療内容に疑義のあるレセプトの点検の共助を行います。

③審査委員会

事務点検・事務共助を終えたレセプト等について、診療内容が適切か審査します。

④電算処理

審査委員会の審査結果に基づき、レセプト１件ごとに増減点数の計数整理等を行い、点数を決定します。また、資格及び給付の確認等を行い増減点・返戻通知書を作成し、記載不備や不明な点のあるレセプト等は保険医療機関等へ返戻します。

⑤診療報酬の請求

確定したレセプトから、保険者ごとに各種帳票を作成し請求します。

⑥⑦診療報酬の支払

保険者から、本会に支払われた（市町村国保は、県からの交付金として支払います。）診療報酬を保険医療機関等へ支払います。

❷審査委員会

国保連には、レセプト等の診療内容の審査を行うために、専門家による審査委員会を設置しています。毎月、決められた審査期間で開催し、事務点検・事務共助を終えたレセプト等を審査します。

なお、審査委員会は、審査の公平性を図るために保険医（施術者）・保険者・公益を代表する委員の三者構成で組織され、任期は２年で知事の委嘱を受けています。

（本会に設けられている審査委員会）

○診療報酬審査委員会

（組織図）

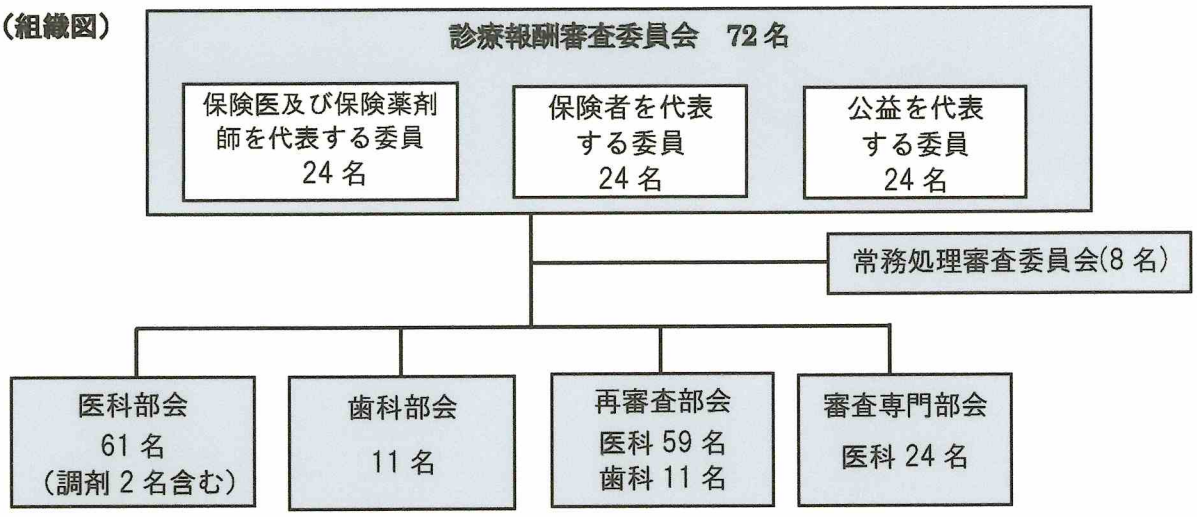

・医科部会：医科（調剤）のレセプトに係る審査を行います。

・歯科部会：歯科のレセプトに係る審査を行います。

・審査専門部会：７万点以上の高点数レセプトに係る審査を行います。

・再審査部会：審査委員会で決定後のレセプトに対し保険者及び保険医療機関等から疑義の申し出があったものについて再審査を行います。

・常務処理審査委員会：審査委員会の決定に基づき、その運営上必要な補助事務を行います。

○柔道整復師施術療養費審査委員会

毎月１回開催し、柔道整復施術療養費支給申請書の審査を行います。

施術者を代表する委員	保険者を代表する委員	公益を代表する委員	計
4	4	2	10

○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査委員会

毎月１回開催し、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧支給申請書の審査を行います。

施術者を代表する委員	保険者を代表する委員	公益を代表する委員	計
1	1	1	3

（外部の審査委員会）

○特別審査委員会

医科38万点以上など、高額のレセプトを審査する委員会です。国保中央会に設置されています。

❸全国決済制度

被保険者は地域を選ばず医療を受けることができますが、医療保険制度のとおり、その診療は被保険者の住む保険者等に請求されます。

そこで、各都道府県国保連が国保中央会を介して費用の相殺を行い、支払いを円滑にするための仕組みが全国決済制度です。

【全国決済制度の流れ】

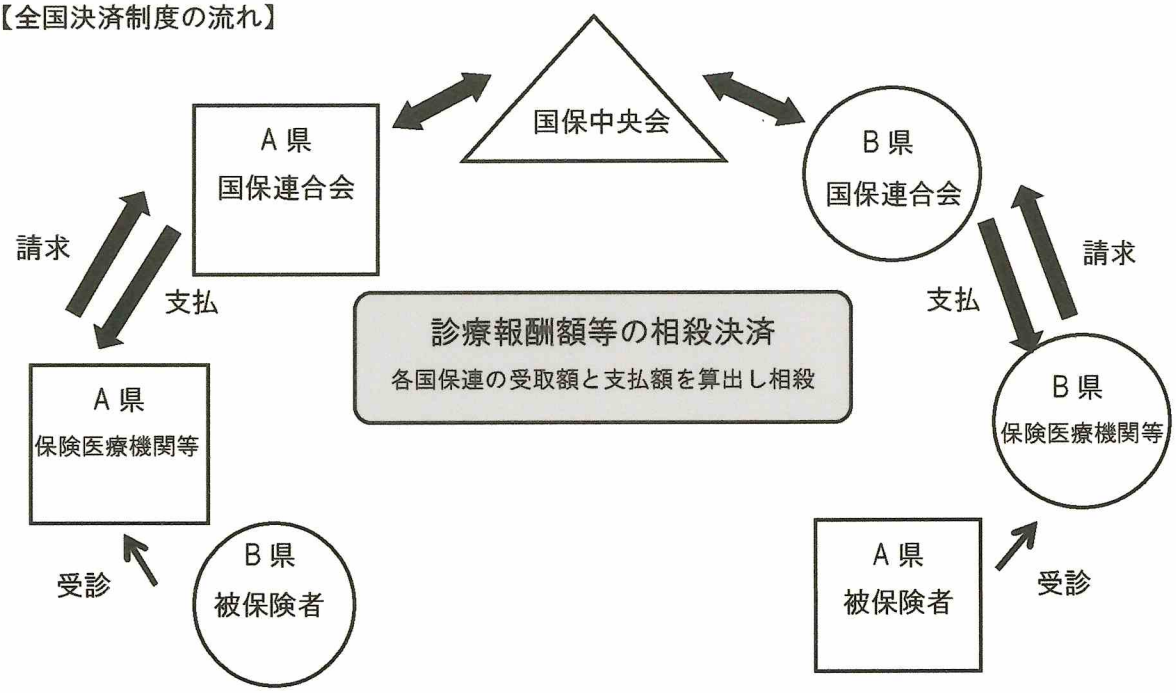

❹再審査

保険者と保険医療機関は、国保連の審査結果に疑義がある場合、再審査を求めることができます。再審査の請求があったレセプトについては、審査委員会で再度審査を行います。

❺過誤調整

再審査の結果や被保険者の資格喪失などにより、請求額・支払額の確定後に、金額を調整することです。

❻療養費等審査事務

療養費は、被保険者が治療等にかかった費用をいったん全額支払った後、保険者に申請し保険で認められた部分の支給を受ける償還払いが原則です。

一般診療（医科・歯科・調剤）、治療用装具、海外で受けた診療のほか、柔道整復師の施術、はり・きゅう・あん摩・マッサージにかかる支給申請書の審査事務を行っています。

⑦国保総合システム

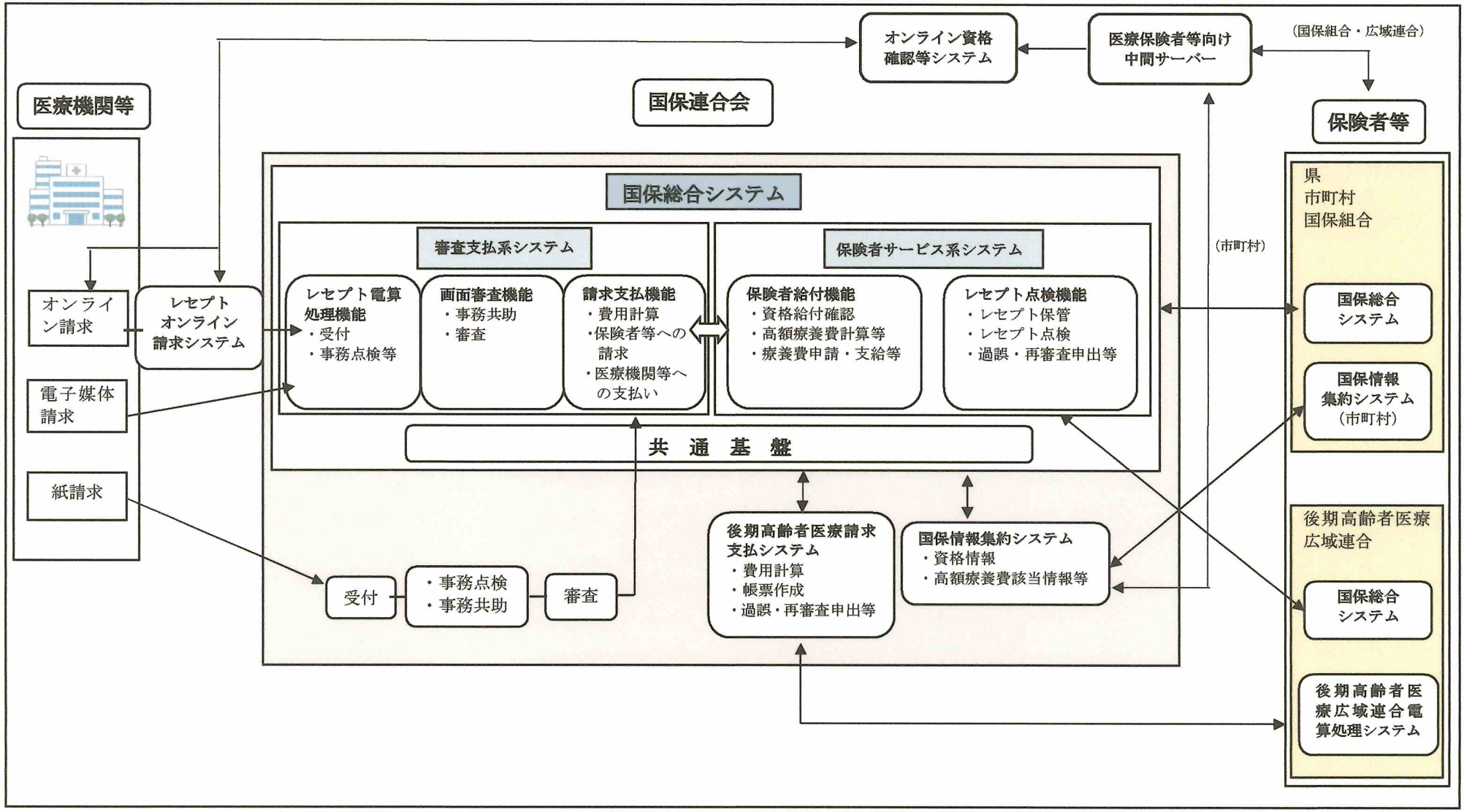
医療機関等
オンライン請求
電子媒体請求
紙請求
レセプトオンライン請求システム
国保連合会
国保総合システム
審査支払系システム
レセプト電算処理機能
・受付
・事務点検等
画面審査機能
・事務共助
・審査
請求支払機能
・費用計算
・保険者等への請求
・医療機関等への支払い
保険者サービス系システム
保険者給付機能
・資格給付確認
・高額療養費計算等
・療養費申請・支給等
レセプト点検機能
・レセプト保管
・レセプト点検
・過誤・再審査申出等
共通基盤
受付
・事務点検
・事務共助
審査
後期高齢者医療請求支払システム
・費用計算
・帳票作成
・過誤・再審査申出等
国保情報集約システム
・資格情報
・高額療養費該当情報等
オンライン資格確認等システム
医療保険者等向け中間サーバー
（国保組合・広域連合）
（市町村）
保険者等
県
市町村
国保組合
国保総合システム
国保情報集約システム（市町村）
後期高齢者医療広域連合
国保総合システム
後期高齢者医療広域連合電算処理システム

2　後期高齢者医療制度関係

後期高齢者医療制度関係の業務として、後期高齢者医療における被保険者の診療報酬審査支払業務を中心に行っています。保険者は後期高齢者医療広域連合（広域連合）のみとなり、審査支払業務以外の業務も受託しています。

❶診療報酬審査支払業務

後期高齢者医療の被保険者のレセプトに係る保険医療機関等からの請求受付から診療報酬の支払いまで、国保の審査支払業務と同様の流れで行います。

なお、審査の対象についても、国保と同様に「医科」「歯科」「調剤」のレセプト及び「療養費（柔道整復等）」の申請書が対象です。

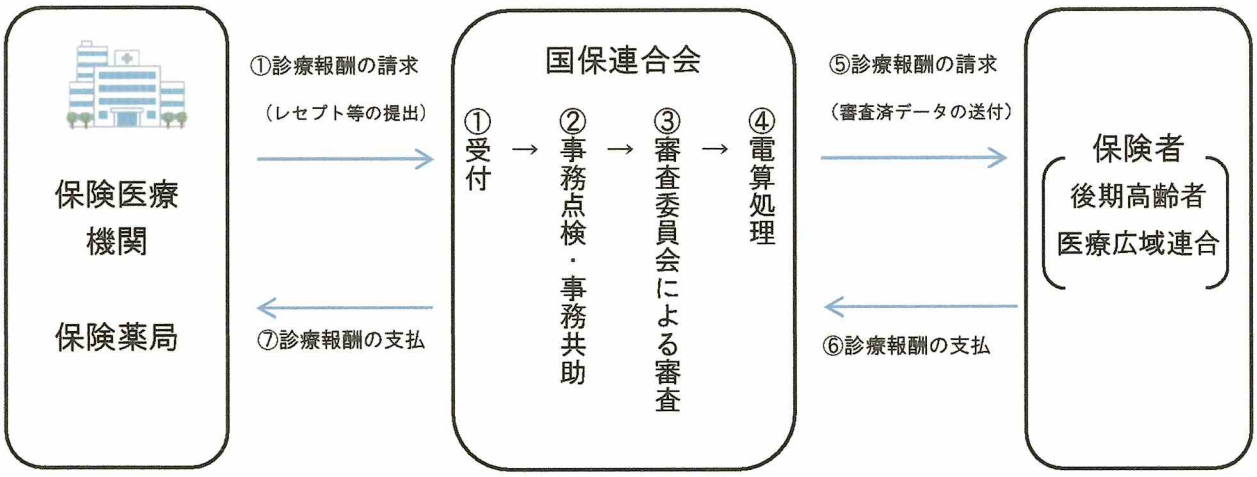

※また、審査委員会、事務点検・事務共助、全国決済、再審査、過誤調整、療養費についても、国民健康保険制度と同様に行っています。詳しくは、国民健康保険制度関係のページ（P.27～P.29）をご覧ください。

❷広域連合受託業務

広域連合から受託している業務には、以下のものがあります。

・電算処理（標準）システム運用管理業務

後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用管理

・事務代行業務

レセプトの資格給付確認や各種データの作成など、後期高齢者医療に係る各種事務の処理を行っています。

・データ管理業務

レセプト管理システムを利用し、レセプトの画像化処理とデータ管理を行います。

・その他保険者支援業務

審査支払等関係以外の受託業務も行っています。詳しくは、特定健診のページ（P.35）、保険者支援のページ等（P38～P42）をご覧ください。

3 介護保険制度関係

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を、社会全体で支える仕組みです。公費や高齢者の介護保険料のほか、40 歳から 64 歳までの健康保険の加入者の介護保険料等により支えられています。

国保連では、介護給付費の審査・支払いを中心に、制度の円滑な運営に資する事業を行っています。

❶介護給付費等審査支払業務

介護保険者（市町村）からの委託により、介護サービス事業者等から請求される介護給付費明細書等（「明細書等」）の審査・支払い業務を、以下の流れで行っています。

また、介護給付費等の審査支払業務（及び保険者事務共同処理）に関連して、県から提出される事業者情報と、保険者から提出される受給者情報を台帳に登録する業務も行っています。

【審査支払事業の流れ】

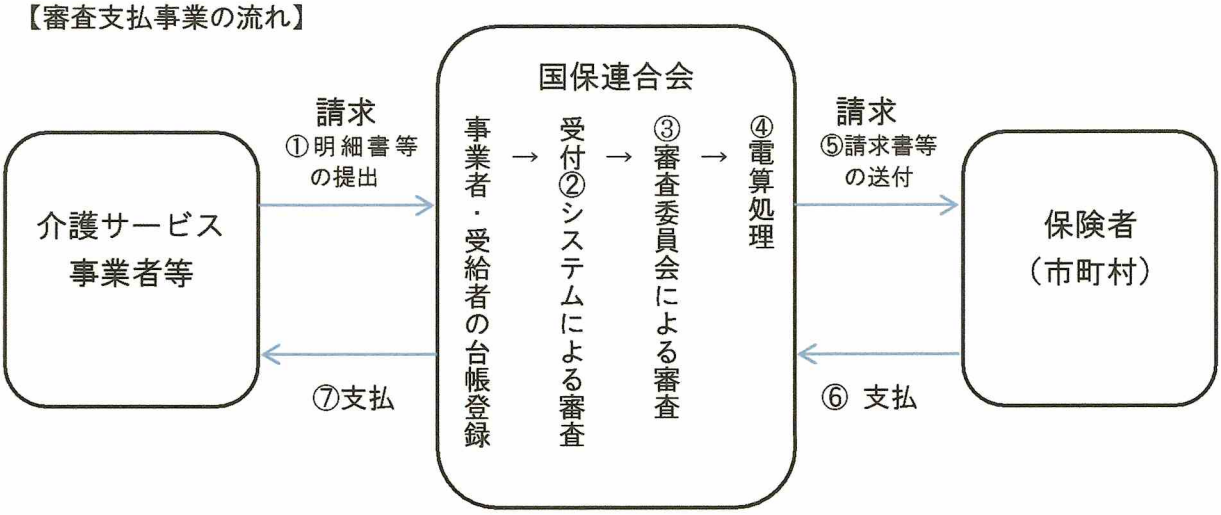

①毎月 10 日までに県内の介護サービス事業者等から明細書等がインターネット回線や磁気媒体により本会に提出されます。

②③本会では、提出された請求の内容が適切であるかシステムによる審査と審査委員会による審査を行います。

④⑤審査後、計数整理を行い市町村に請求書等を送付します。

⑥⑦市町村から支払われた介護給付費等を本会が介護サービス事業者等へ支払います。

❷介護給付費等審査委員会

介護給付費等の審査を行うため、本会に設置している委員会です。介護医療部会と審査部会で構成し、審査が適正に行われるよう、サービス担当者・市町村・公益を代表する委員の三者構成で、各同数で組織されています。

【組織図】

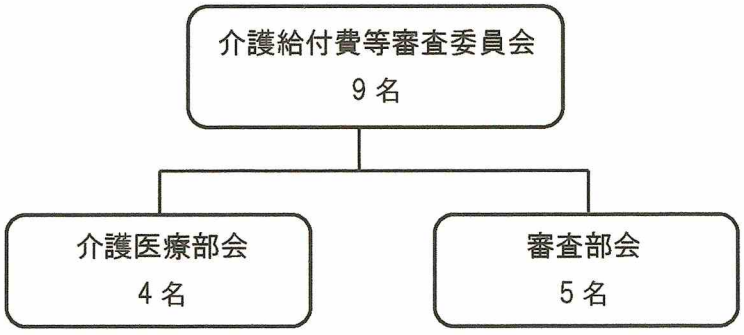

❸介護サービス苦情処理業務

介護保険制度においては、被保険者の権利擁護と介護サービスの質の向上を図ることを目的として、利用者が事業所から受ける介護サービスに不満のある場合は、市町村、県及び国保連へ申し立てることができます。

【苦情処理業務の流れ】

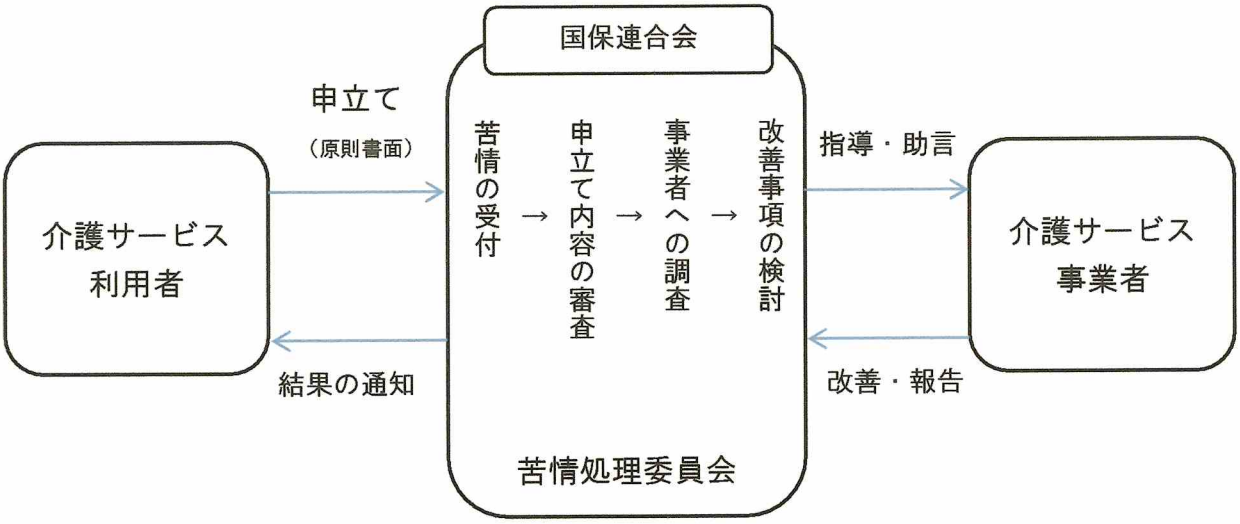

苦情処理機関としての役割を果たすため、本会では、介護サービス苦情処理委員会を設置し、介護サービス利用者やその家族からの苦情・相談を受け、介護サービス事業者等への調査、指導及び助言等を行っています。

また、利用者等からの不適正なサービス事業者に関する情報を県へ提供し、保険者における介護給付適正化の取り組みを支援しています。

❹保険者支援業務

介護保険制度に関する保険者支援業務として、主に以下の業務を行っています。

・市町村支援業務

保険者の介護保険に関する事務の支援として、支給処理、介護給付適正化、情報提供や統計資料の作成などの支援を行っています。

・年金からの特別徴収経由機関業務

保険料の特別徴収について、市町村と年金保険者間の経由機関として情報授受に関する事務を行います。

※ 特別徴収……原則として年金から天引き。年額 18 万円未満の人は市町村へ個別に納付。

・介護保険に関する各種会議等の開催

4　障害者総合支援法等事業関係

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、市町村は障害福祉サービスや地域生活支援事業を行っています。本会では、障害介護給付費及び障害児給付費（「障害介護給付費等」）の審査・支払業務を中心に、以下の業務を行っています。

❶障害介護給付費等支払業務

市町村及び県からの委託により障害介護給付費等の審査・支払い業務を、以下の流れで行っています。

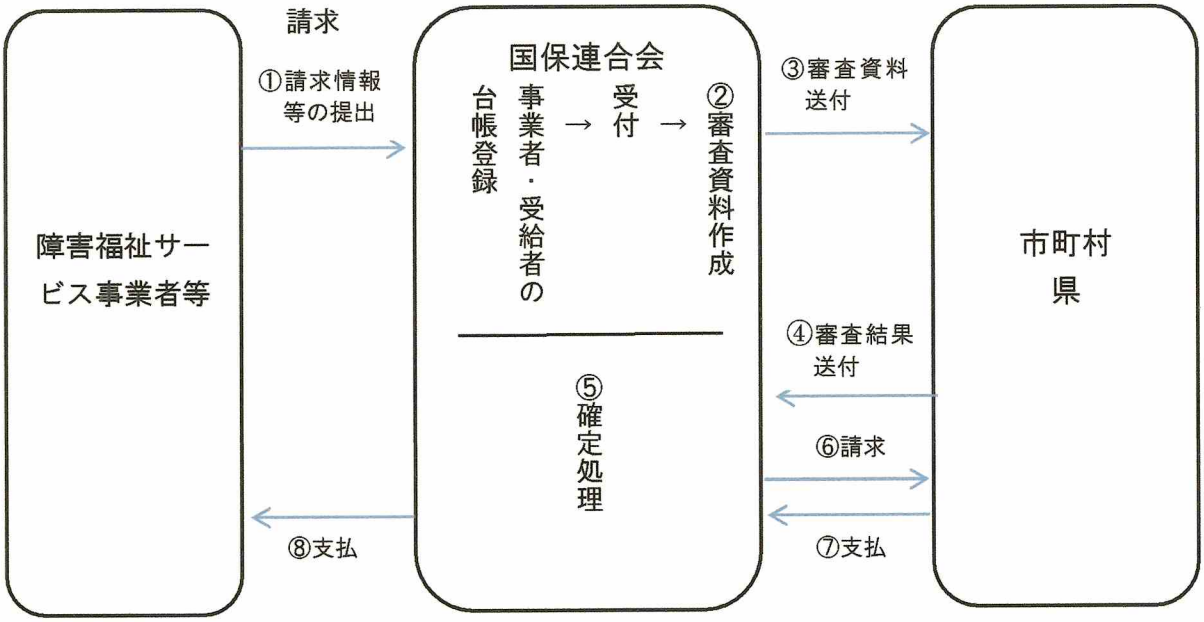

①毎月10日までに県内の障害福祉サービス事業者等から障害介護給付費等の請求情報がインターネット回線により提出されます。

②障害福祉サービス事業者等から提出された請求の内容が適切であるか一次審査を行います。

③審査資料を作成し、市町村及び県へ送付します。

④市町村及び県は、本会からの情報を審査し、結果を本会に送付します。

⑤⑥本会は、市町村及び県の二次審査結果に基づき事業者に支払う障害介護給付費等を確定し、市町村及び県に請求します。

⑦⑧市町村及び県から支払われた障害介護給付費等を本会が障害福祉サービス事業者等へ支払います。

❷市町村等支援業務

障害者総合支援法等事業に関する市町村等支援業務として、主に以下の業務を行っています。

- **高額障害福祉サービス費等支給処理や統計資料の作成**
- **障害者総合支援給付支払等システムに係る説明会の開催**

5　保険者からの受託業務

そのほか、審査支払等に係る保険者から受託している業務として、以下の業務があります。

❶特定健診等に係る費用決済・データ管理業務

「特定健康診査・特定保健指導」（特定健診等）は、生活習慣病予防のため医療保険者が加入者に実施するものです。リスクの高い対象者を早期に発見することで、内臓脂肪症候群（メタボリック・シンドローム）該当者及び予備群を減少させ、医療費の適正化を目指します。

国保連では保険者からの委託により、《特定健診等データ管理システム》を利用した費用決済処理や、資格等のデータ管理、共同処理を請け負っています。

【特定健診等費用決済・データ管理業務体系図】

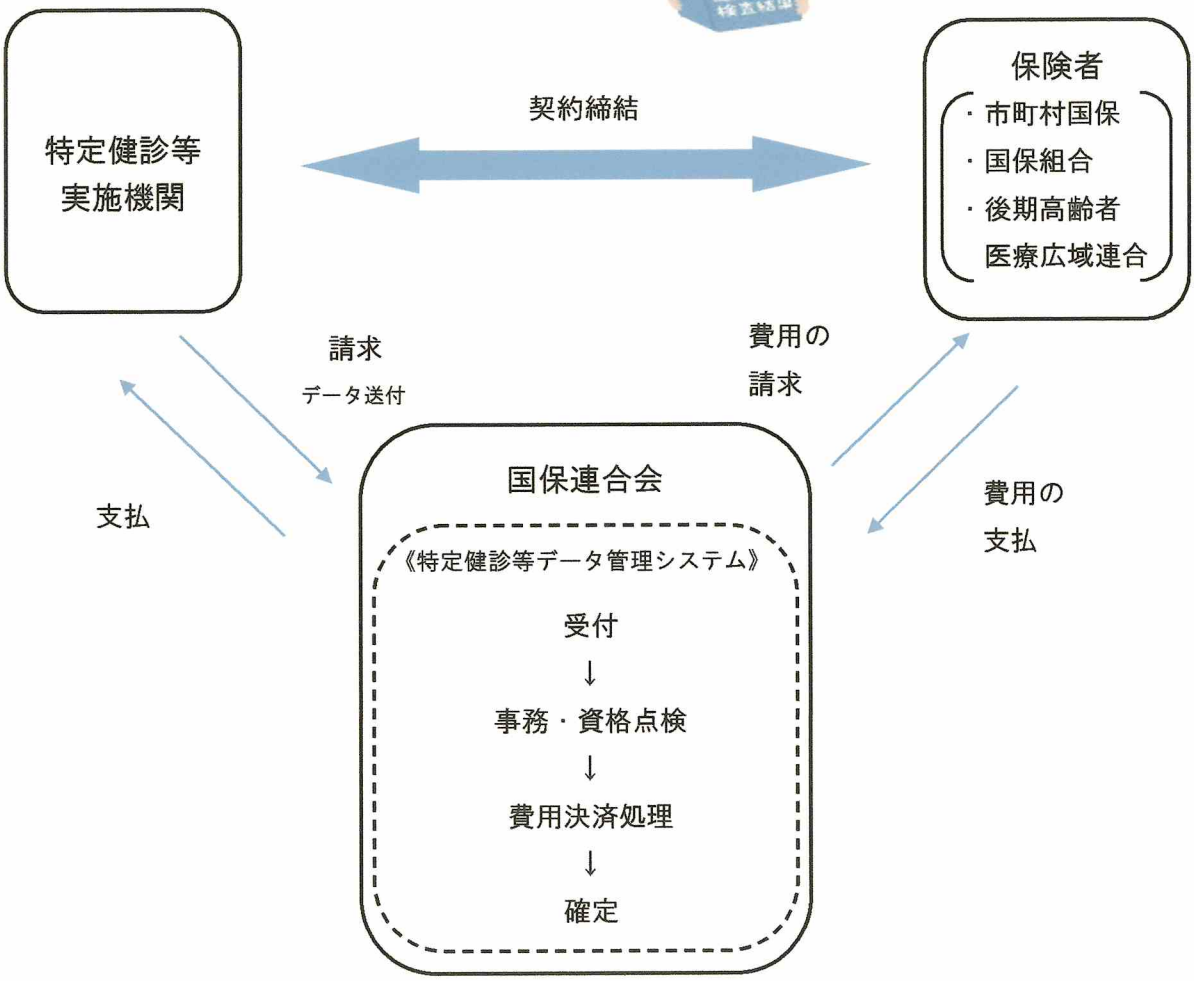

また、次の業務も行っています。

・保険者における特定健診等業務に係るシステム操作マニュアルの提供

特定保健指導結果登録及び健診結果のエラー修正方法等のマニュアルを保険者へ提供しています。

❷出産育児一時金等支払業務

「出産育児一時金等」は、出産時の経済的負担を軽減させるために導入された制度です。国保連は、《直接支払制度（被保険者の事前申請により保険者から医療機関等へ出産育児一時金等を支払う）》に係る支払業務を受託しています。

【出産育児一時金等　直接支払業務の流れ】

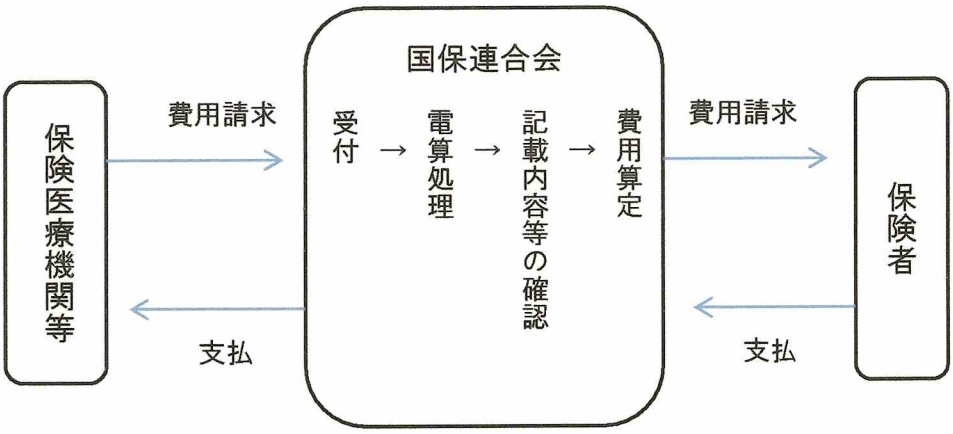

❸妊婦・乳児健康診査委託料審査支払業務

母子保健法第 13 条の規定により、国保連は妊婦又は乳児が県内市町村から交付された受診票を使用して医療機関等で受けた健康診査受診票の審査及び健康診査委託料の支払業務を行っています。

【妊婦・乳児健康診査審査支払業務の流れ】

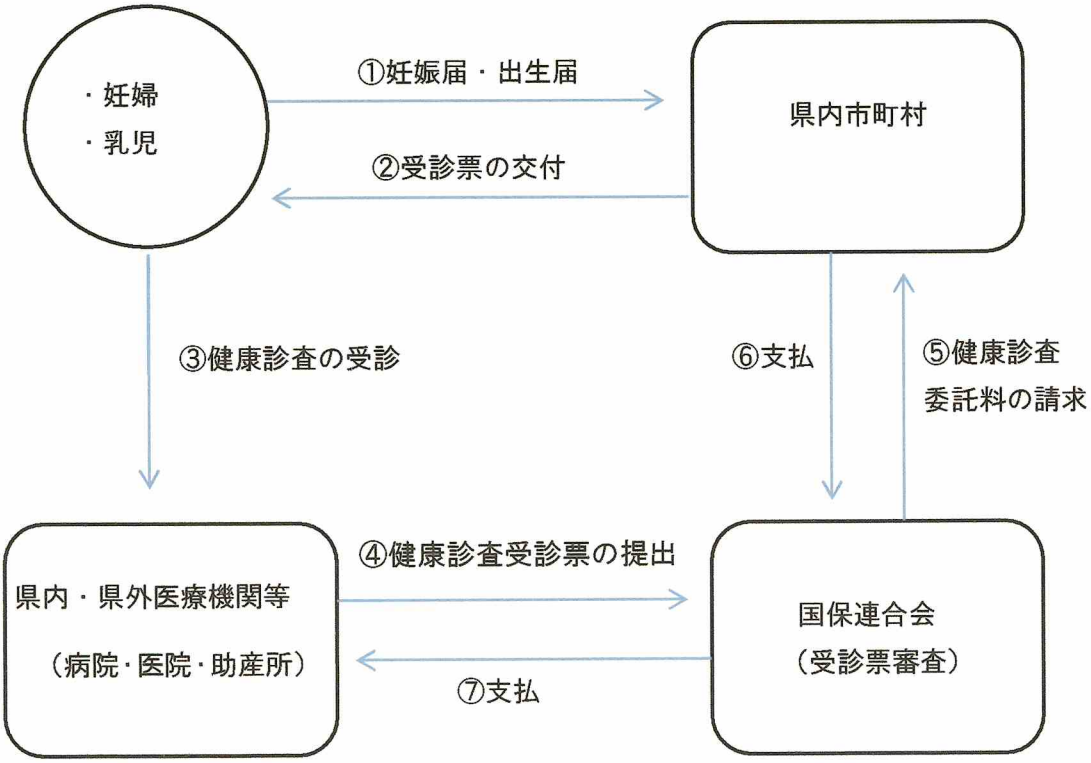

❹保険者間調整

保険者間調整とは、資格喪失後受診に係る医療費の「旧保険者への返還」及び「新保険者への請求」を被保険者に代わって保険者が清算する制度であり、保険者から受託し、国保連が調整を行っています。

調整する保険者の種別によって処理の流れが変わり、以下の２種類の方式があります。

・**療養費代理受領方式による調整**――**国保保険者と社会保険（社保）保険者の調整**
（社保保険者は全国健康保険協会（協会けんぽ）のみ対象）

・**包括的合意に基づく調整（国保間調整）**――**国保保険者間の調整**

【療養費代理受領方式による調整の流れ】

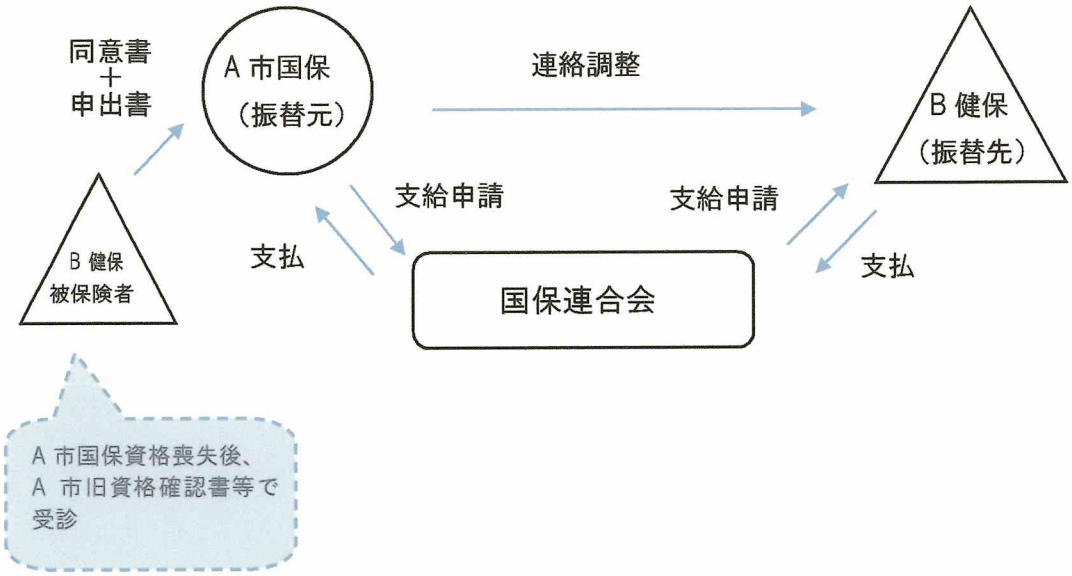

【包括的合意に基づく調整（国保間調整）の流れ】

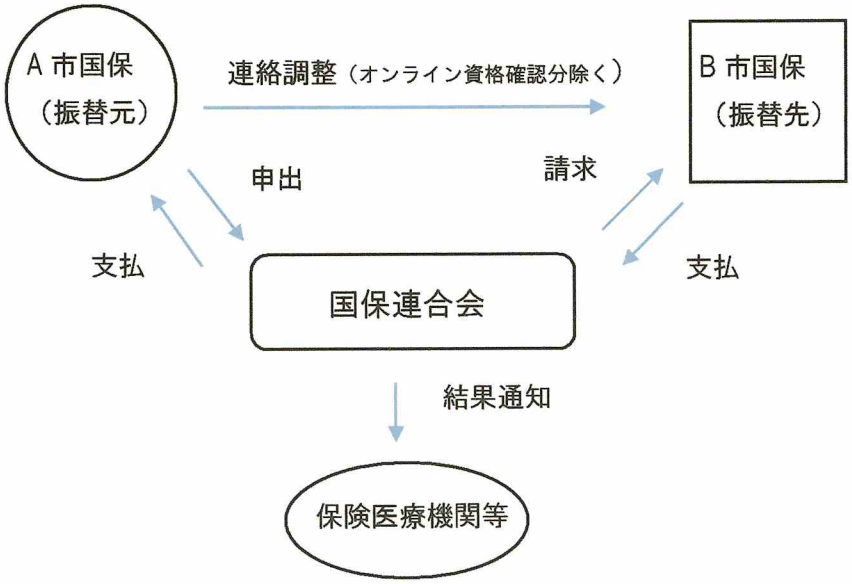

2．保険者支援

1　保険者事務の支援

国保連では、審査支払等の業務のほかに、保険者における医療費適正化対策や財政効果に資するための事務支援として、以下の業務を行っています。

❶第三者行為損害賠償求償事務

交通事故等の第三者の不法行為によって生じた保険給付について、保険者が立て替えた医療費等について加害者に対して損害賠償を求める事務です。本会では、国保・後期・介護・医療福祉における事務を受託しています。

【第三者行為損害賠償求償事務の流れ】

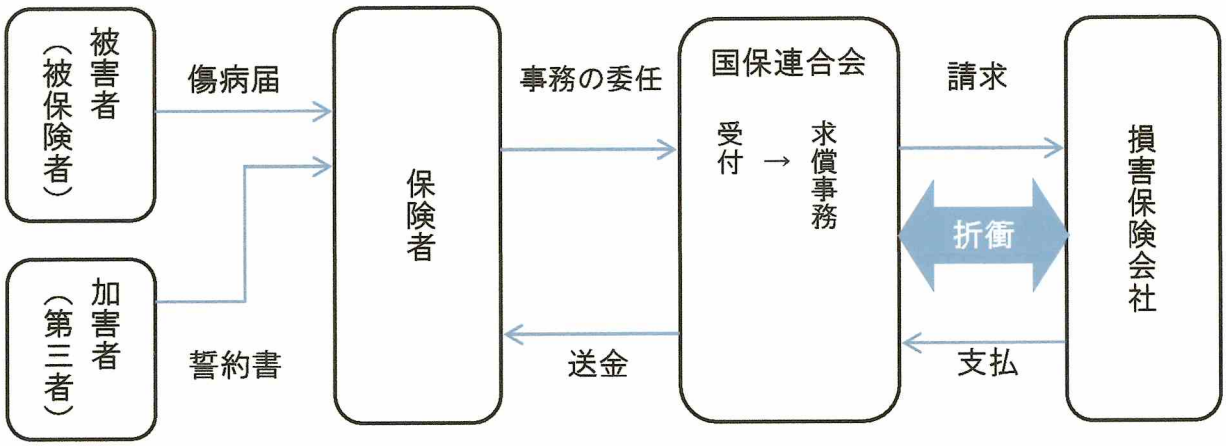

また、その他に以下の業務も行っています。

・第三者行為通報業務

毎月、傷病名から外傷性疾病と考えられるレセプトを抽出し、保険者に報告しています。

・第三者行為相談業務（電話応対及び保険者訪問）

・加害者直接請求事務の受託

令和 3 年度から、加害者から誓約書を取り付けている全ての事案について、加害者へ損害賠償額の請求を行っています。

❷レセプト二次点検業務

保険者から委託を受けた一次審査後のレセプト（医科・歯科・調剤）について、連月での比較などの点検項目から、さらに細かく点検しています。

【主な点検の内容】

- **縦覧点検**・・・複数月のレセプトにおける診療行為等の点検
- **横覧点検**・・・同月内で複数の医療機関を受診した被保険者のレセプトの点検
- **突合点検**・・・医科と調剤、歯科と調剤レセプトにおける傷病名と薬剤の点検
- **医療保険と介護保険との突合点検**・・・突合情報（医療給付情報突合リスト）等を活用した医療保険の給付内容の点検

❸保険料（税）収納対策

保険者における保険料（税）収納率向上のための対策として、以下の支援事業を行っています。

・保険料（税）収納率向上アドバイザーの派遣

本会に設置しているアドバイザーを市町村に派遣し、収納率向上のための助言等を行うなど、保険者への支援を行っています。

・保険料（税）適正算定マニュアル（試算システム）の活用促進

保険者における保険料（税）の適正な算定や負担の平準化を目的とした、税率改正シミュレーションや分析を行うシステムを利用している保険者に対して、操作説明等を行っています。

2　保険者事務の共同事業

保険者が行う国民健康保険の事務処理の支援として、効率化と精度の向上を図るため、以下の業務を行っています。

❶共同電算処理事業

国保総合システム（保険者サービス系システム）を利用し、共同電算処理を行うことで、被保険者の資格・給付の確認や高額療養費の計算、申請書・通知書等の作成など、各保険者共通の事務を一元的に処理することができます。この国保総合システムにより、「国民健康保険」と「医療福祉費*」に関する共同電算処理を行っています。

【共同電算処理事業体系図】

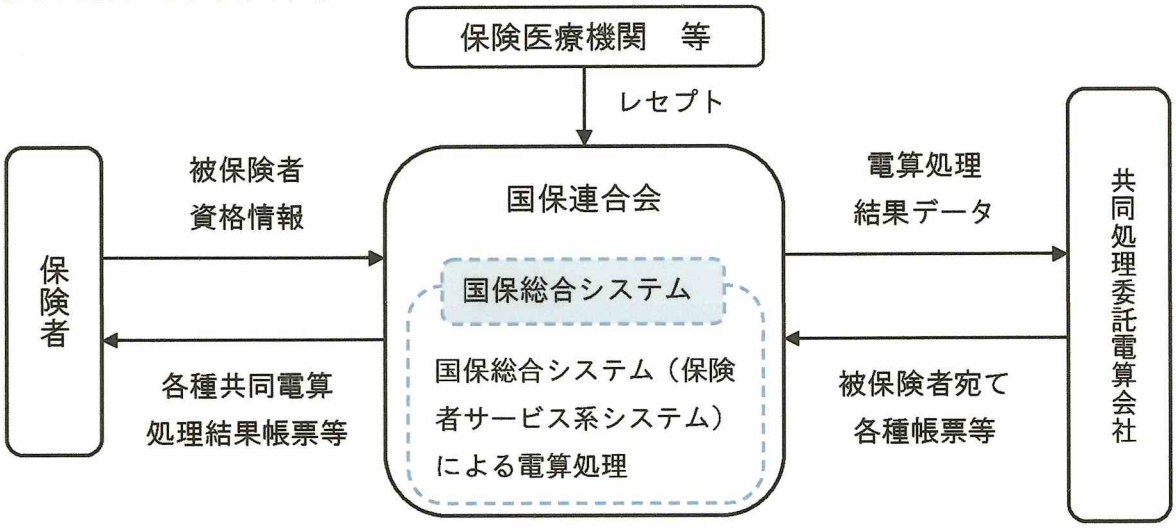

国民健康保険

- レセプトの資格・給付確認事務
- 高額療養費支給申請書等作成
- 医療費通知書の作成
- ジェネリック差額通知書の作成及び作成支援
- その他、諸統計資料等の作成

医療福祉費

- レセプトの資格確認事務
- 月報参考資料の作成
- その他、諸統計資料等の作成

＊医療福祉費とは

医療福祉費とは、「医療福祉支給制度」により発生した費用のことです。

「医療福祉支給制度」とは、小児・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障害者などの方が、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療費の一部を公費で助成し負担を軽減する制度です。

3 保健事業

国民健康保険法第 104 条に基づき、国民健康保険事業運営の安定化を図るため、以下の事業を実施しています。

❶KDB システム及び KDB 補完システムを活用した支援

（1）国保データベース（KDB）システム等説明会

KDB システムの概要や基本操作を理解する事を目的に説明を行います。

（2）国保データベース（KDB）システム等操作支援

各保険者の要望に応じたシステムの操作や健康課題の把握などの支援を行います。

（3）糖尿病性腎症重症化予防研修会（操作研修会）

茨城県糖尿病性腎症重症化予防プログラムなどに基づく対象者抽出方法等について研修を行います。

（4）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る研修会（操作研修会）

KDB システム等を活用した対象者の抽出や評価について研修を行います。

（5）KDB 補完システム説明会

令和 7 年 4 月に本稼働した KDB 補完システムの概要や活用方法について説明を行います。

【KDB システムの全体像】

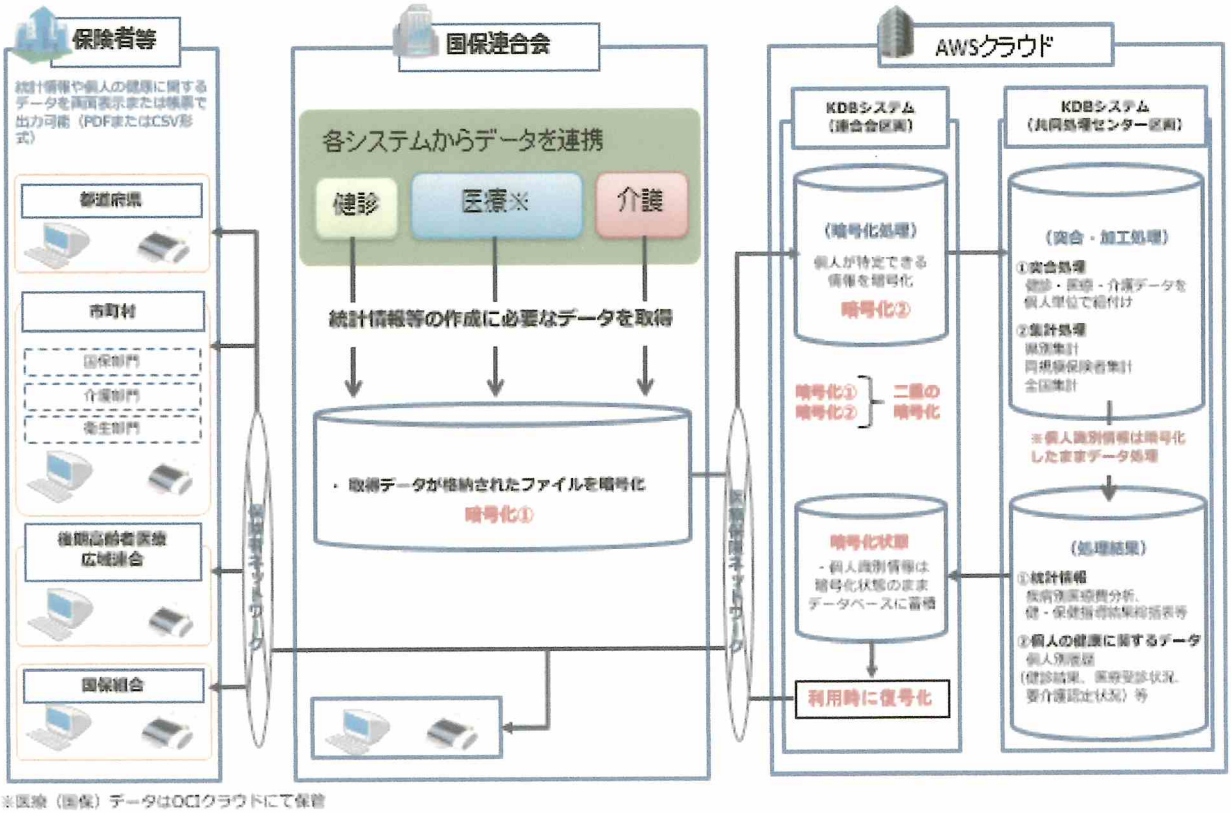

※医療（国保）データはOCIクラウドにて保管

【KDB 補完システムの全体像】

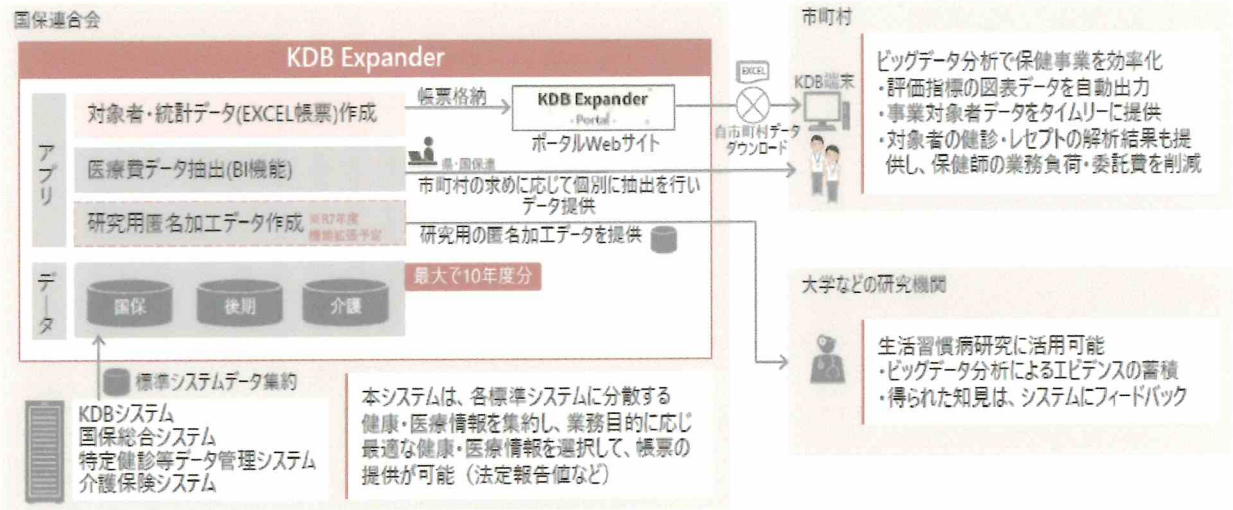

❷国保・後期ヘルスサポート事業

（１）保健事業支援評価委員会の設置

保健、医療、介護等の分野の専門家である大学等研究機関の有識者や地域の関係機関等の有識者等を構成員とする保健事業支援・評価委員会を設置し、委員から保険者（茨城県、市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合）が実施する保健事業の企画立案、実施、評価について助言を行います。

（２）研修会等の開催

各保険者が保健事業の計画策定、事業の実施や評価ができるように研修会や保険者間での情報交換会を開催します。

❸特定健診受診率向上事業

特定健診受診率の向上への支援として、希望保険者と受診勧奨通知の送付及び効果分析を実施しています。

❹ 健康づくり支援事業

市町村と連携し地域住民の健康づくりや医療に関する意識を高めるための取組への支援として、連合会保健師及び在宅保健師の会に所属する保健師を派遣しています。

❺ 関係団体への支援

茨城県国民健康保険診療施設協議会、茨城県在宅保健師の会の事務局を担い、事務支援を実施。また、茨城県保険者協議会の事務局を茨城県と共同で担い事務支援をしています。

❻ その他

（1） 健康づくり推進研修会の開催
（2） 保健師等行政専門職員研修の開催
（3） 調査統計資料の作成
（4） 保険者が実施する健康づくり事業への支援
（5） 健康関連器具等の貸し出し（健康関連器具・視聴覚教材・イベント用品など）
【貸出品の一部】

≫脳年齢計

≫骨波形測定器骨ウェーブ

≫NEO 活齢

3．その他の事業

1　育成指導事業

国保事業の円滑な運営を図るため、保険者事務を支援する様々な研修会等を開催しています。

【茨城県と共催】

○国保事務新任者講習会

国保に関する事務の新任者を対象に、国保事務全般についての研修を行います。

○国民健康保険料（税）事務研修会

国保料（税）事務担当者を対象に、必要な知識の修得を図り、収納率向上対策を行っていくうえでの事務処理上の問題点について研修を行います。

○資格・給付及び求償事務研修会

被保険者の資格・給付、第三者行為求償事務の適正化に関する研修を行います。

【本会による開催】

○市町村（国保組合）国保主管課長研修会

国保事業に携わる課長を対象に、国保事業の健全化に対処するため、直面する諸問題等についての研修を行います。

【本会による支援】

○保険者レセプト点検事務支援

保険者を訪問し、レセプト点検時の注意点や事例の解説をするとともに、診療報酬点数改正時は説明会を開催する等保険者によるレセプト点検事務を支援しています。

2 広報事業

国保制度の主旨など、被保険者の国保制度に対する理解及び国保連の事務事業の広報を行うため、主に以下の事業を行っています。

❶宣伝事業

宣伝事業として、以下のような活動を行っています。

- **広報活動（ポスター・ホームページによる広報、駅構内等での広報事業）**
- **標語の募集**

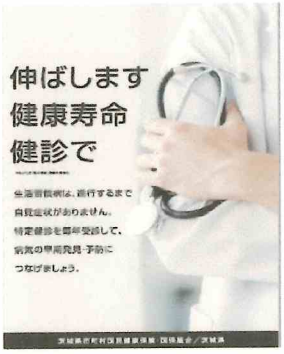

令和 6 年度に作成したポスター

❷機関誌『茨城の国保』の発行

国保連の事業状況等のほかに、茨城県や後期高齢者医療広域連合からのお知らせ、健康に関する各保険者の取組み等を掲載しており、年 4 回発行しています。

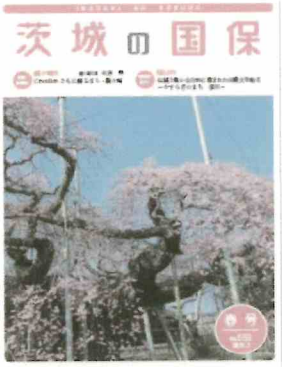

❸各種情報提供

《国保情報ネットワーク》を経由して、「国保情報」（国保中央会発行）、国保制度記事や統計情報など、各種情報を提供しています。

また、全国優良保険者の情報提供として、県内保険者からの県外視察地の紹介に対応しています。

※《国保情報ネットワーク》とは
保険者と国保連の間で使用しているネットワークで、本会と保険者との連絡調整や、国保にまつわる電子情報の閲覧や提供を行うために運用されています。

❹図書等斡旋

保険者に対して、国保新聞や国保制度にまつわる事務に役立つ図書・物資の斡旋を行っています。

また、ジェネリック医薬品希望カードやリーフレット等の共同購入なども行っています。

参考

【各課連絡先】

課	係	Eメール	電話	FAX
総務課	総務企画係	soumu@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1550	(029)301-1575
	財務係	zaimu@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1555	
	職員係	soumu@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1550	
会計課	出納係	kaikei@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1551	
保健事業課	保健事業係	jigyou@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1553	
		jouho@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1570	
	広報・調査係	kouhou@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1552	
情報システム課	情報管理係	jyouhou01@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1556	(029)301-1576
	システム運用係	jyouhou02@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1568	
	請求支払係	seikyu@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1556	
審査管理課	審査企画係	sinsakikaku@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1558	(029)301-1577
	療養費係	kanri@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1559	
	業務支援係	gyoumusien@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1557	
審査第一課	第一係	sinsa@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1561 〔医科レセプト審査事務〕	(029)301-1578
	第二係			
	第三係			
	過誤・再審査係			
審査第二課	第一係	sinsa@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1563 〔医科レセプト審査事務〕	
	第二係			
	第三係			
審査第三課	第一係	sinsa@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1564 〔歯科レセプト審査事務〕	
	第二係			
	第三係		(029)301-1560 〔調剤レセプト審査事務〕	
介護保険課	介護保険係	kaigo@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1565 〔苦情関係〕 (029)301-1567 〔介護請求事務所〕 (029)301-1569 〔市町村〕	(029)301-1580
	障害福祉係	shogai@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1566 〔障害福祉〕	(029)301-1579
保険者支援課	求償係	sien-kyusyou@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1554	(029)301-0007
	レセプト点検係	sien-tenken@ibaraki-kokuhoren.or.jp	(029)301-1562 〔二次点検事務処理〕	(029)301-1578

【HP アドレス】茨城県国民健康保険団体連合会　https://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp

V 資料編

1. 令和6年度審査支払事業

(1) 国民健康保険審査支払確定状況

①国保診療報酬審査支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%) 件数	対前年度比(%) 支払確定額	1件当り支払確定額(円)
年度計	(0) 9,366,769	(0) 155,653,014,559	(0) 155,649,836,465	△ 3.7	△ 3.2	16,617
月平均	(0) 780,564	(0) 12,971,084,547	(0) 12,970,819,705			

(注) ( ) 内数字は、退職者医療費を再掲したものである。

②高額療養費審査支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%) 件数	対前年度比(%) 支払確定額	1件当り支払確定額(円)
年度計	197,539	20,235,201,167	20,235,201,167	△ 1.1	0.0	102,436
月平均	16,462	1,686,266,764	1,686,266,764			

③公費負担医療費審査支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%) 件数	対前年度比(%) 支払確定額	1件当り支払確定額(円)
年度計	458,309	2,710,039,219	2,710,130,112	9.7	△ 10.1	5,913
月平均	38,192	225,836,602	225,844,176			

④医療福祉費審査支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%) 件数	対前年度比(%) 支払確定額	1件当り支払確定額(円)
年度計	1,796,507	7,394,417,638	7,394,494,167	△ 2.4	△ 1.9	4,116
月平均	149,709	616,201,470	616,207,847			

⑤国民健康保険療養費審査確定状況（一般療養費）

	確定件数(件)	確定費用額(円)	対前年度比(%) 件数	対前年度比(%) 費用額	1件当り費用額(円)
年度計	46,815	599,308,141	△ 47.3	△ 31.9	12,802
月平均	3,901	49,942,345			

(注) 令和6年9月審査分以降は柔道整復施術療養費を含まない。

⑥国民健康保険療養費審査支払確定状況（柔道整復施術療養費）

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	費用額(円)	対前年度比(%) 件数	対前年度比(%) 費用額	1件当り費用額(円)
年度計	84,557	435,421,517	435,421,517	595,222,107	67.7	52.9	7,039
月平均	7,046	36,285,126	36,285,126	49,601,842			

(注) 1. 支払業務対象　令和6年9月審査分以降は公益社団法人茨城県柔道整復師会会員分以外の柔道整復施術療養費を含む。
2. 対前年度比の比較対象は、費用額である。

⑦医療福祉費審査支払確定状況（柔道整復施術療養費）

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	費用額(円)	対前年度比(%)		1件当り費用額(円)
					件数	費用額	
年度計	51,564	59,797,966	59,797,966	338,431,995	77.6	70.4	6,563
月平均	4,297	4,983,164	4,983,164	28,202,666			

（注）1. 支払業務対象　令和6年9月審査分以降は公益社団法人茨城県柔道整復師会会員分以外の柔道整復施術療養費を含む。
2. 対前年度比の比較対象は、費用額である。

(2) 後期高齢者医療審査支払確定状況

①後期高齢者医療診療報酬審査支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	12,631,082	347,435,408,196	347,436,522,555	3.7	2.7	27,506
月平均	1,052,590	28,952,950,683	28,953,043,546			

②後期高齢者医療高額療養費審査支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	589,213	19,376,224,779	19,376,228,401	3.6	6.3	32,885
月平均	49,101	1,614,685,398	1,614,685,700			

③後期高齢者公費負担医療費審査支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	82,644	659,310,000	659,311,878	△ 12.1	△ 44.2	7,978
月平均	6,887	54,942,500	54,942,657			

④後期高齢者医療費審査確定状況（一般療養費）

	確定件数(件)	確定費用額(円)	対前年度比(%)		1件当り費用額(円)
			件数	費用額	
年度計	66,275	1,517,395,675	△ 27.2	△ 3.3	22,895
月平均	5,523	126,449,640			

（注）令和6年9月審査分以降は柔道整復施術療養費を含まない。

⑤後期高齢者医療審査支払確定状況（柔道整復施術療養費）

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	費用額(円)	対前年度比(%)		1件当り費用額(円)
					件数	費用額	
年度計	70,332	519,309,904	519,309,904	601,086,784	73.1	58.2	8,546
月平均	5,861	43,275,825	43,275,825	50,090,565			

（注）1. 支払業務対象　令和6年9月審査分以降は公益社団法人茨城県柔道整復師会会員分以外の柔道整復施術療養費を含む。
2. 対前年度比の比較対象は、費用額である。

⑥後期高齢者医療歯科健康診査支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	11,655	51,282,000	51,282,000	△ 3.1	△ 3.1	4,400

(3) 県外分診療報酬等中央相互決済確定状況

①県外分診療報酬等中央相互決済確定状況

		診療報酬			高額療養費		
		受託分	委託分	相殺	受託分	委託分	相殺
年度計	件数(件)	(0) 553,786	(0) 545,219	(0) 8,567	11,818	22,724	△ 10,906
	金額(円)	(0) 9,703,765,476	(0) 16,433,217,896	(0) △ 6,729,452,420	1,254,953,898	3,127,069,891	△ 1,872,115,993

		公費負担医療		
		受託分	委託分	相殺
年度計	件数(件)	20,157	44,712	△ 24,555
	金額(円)	130,038,003	301,489,092	△ 171,451,089

(注) 1. 受託分とは、本県の保険医療機関で他県の被保険者が受診したものである。
2. 委託分とは、本県の被保険者が他県の保険医療機関で受診したものである。
3. 高額療養費は、一般国保と退職者医療の合算である。(件数は診療報酬の再掲である。)

②後期高齢者医療県外分診療報酬等中央相互決済確定状況

		診療報酬			高額療養費		
		受託分	委託分	相殺	受託分	委託分	相殺
年度計	件数(件)	333,349	483,803	△ 150,454	22,206	39,661	△ 17,455
	金額(円)	13,308,076,215	24,157,499,747	△ 10,849,423,532	734,168,612	1,944,592,776	△ 1,210,424,164

		公費負担医療		
		受託分	委託分	相殺
年度計	件数(件)	4,799	6,422	△ 1,623
	金額(円)	38,726,581	56,170,672	△ 17,444,091

(注) 1. 受託分とは、本県の保険医療機関で他県の被保険者が受診したものである。
2. 委託分とは、本県の被保険者が他県の保険医療機関で受診したものである。
3. 高額療養費の件数は、診療報酬の再掲である。

(4) 診療報酬等請求保険医療機関数

	保険医療機関数				
	医科(機関)	歯科 (機関)	調剤薬局(機関)	訪問看護ステーション(機関)	合計 (機関)
年度計	18,286	16,459	15,945	3,508	54,198
月平均	1,524	1,372	1,329	292	4,517

(5) 妊婦・乳児健康診査委託料審査支払確定状況

妊婦・乳児健康診査委託料審査支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	241,910	1,629,294,384	1,629,294,384	△ 3.1	△ 3.5	6,735
月平均	20,159	135,774,532	135,774,532			

(6) 出産育児一時金等に関する支払確定状況

①正常分娩

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	747	371,069,641	371,069,641	△ 5.7	△ 4.1	496,747
月平均	62	30,922,470	30,922,470			

②異常分娩

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	635	289,425,003	289,425,003	△ 7.2	△ 7.4	455,787
月平均	53	24,118,750	24,118,750			

③早期支払

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	16	8,000,000	8,000,000	△ 54.3	△ 54.3	500,000
月平均	1	666,667	666,667			

④中央相互決済確定状況

		正常分娩			異常分娩			早期支払		
		受託分	委託分	相殺	受託分	委託分	相殺	受託分	委託分	相殺
年度計	件数(件)	136	64	72	91	65	26	3	1	2
	金額(円)	68,317,627	31,096,764	37,220,863	43,063,455	31,716,063	11,347,392	1,500,000	500,000	1,000,000

(注) 1. 受託分とは、本県の保険医療機関で他県の被保険者が受診したものである。
2. 委託分とは、本県の被保険者が他県の保険医療機関で受診したものである。

(7) 風しん抗体検査等費用支払確定状況

①風しん抗体検査等費用支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	8,129	51,385,831	51,385,831	13.3	13.3	6,321
月平均	677	4,282,153	4,282,153			

②風しん抗体検査等費用中央相互決済確定状況

		風しん抗体検査等費用		
		受　託　分	委　託　分	相　　殺
年度計	件数(件)	131	282	△ 151
	金額(円)	826,962	1,317,680	△ 490,718

(注) 1. 受託分とは、本県の医療機関等で他県の対象者が受診したものである。
2. 委託分とは、本県の対象者が他県の医療機関等で受診したものである。

(8) 新型コロナウイルスワクチン接種事業支払確定状況

①新型コロナウイルスワクチン接種事業支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	1,589	3,996,927	3,996,927	△ 98.4	△ 98.4	2,515
月平均	—	—				

②新型コロナウイルスワクチン接種事業中央相互決済確定状況

		新型コロナウイルスワクチン接種事業		
		受　託　分	委　託　分	相　　殺
年度計	件数(件)	278	348	△ 70
	金額(円)	683,276	886,556	△ 203,280

(注) 1. 受託分とは、本県の医療機関等で他県の対象者が受診したものである。
2. 委託分とは、本県の対象者が他県の医療機関等で受診したものである。
3. 国における特例臨時接種事業が令和6年3月31日をもって終了したことに伴い、本会における処理も令和6年4月請求分をもって終了となった。

2. 令和6年度介護保険事業

(1) 審査委員会

審査状況

(件)

区分		令和6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	合計
特定診療費	対象件数	694	686	725	698	753	702	727	769	786	776	761	761	8,838
	返戻	3	3	0	1	0	0	1	5	7	4	5	10	39
	査定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急時施設療養費	対象件数	289	328	363	364	371	372	395	367	344	365	350	323	4,231
	返戻	3	1	6	4	9	6	5	7	5	5	4	10	65
	査定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
請求明細書給付管理票不突合リスト	対象件数	915	1,385	1,243	1,117	1,192	1,204	1,204	870	846	1,065	944	1,021	13,006
計画単位数日数オーバーリスト	対象件数	1,032	1,106	1,072	893	949	829	829	897	824	670	774	814	10,689

(2) 相談・苦情申立の受付件数

(件)

受付月	令和6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	合計
相談件数	13	11	10	9	12	8	10	17	10	17	15	14	146
苦情申立受付件数	2	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	6

(3) 介護給付費等の受付状況及び審査状況等

①介護給付費等請求受付の事業所数及び請求媒体の内訳

	請求事業所数	伝送		磁気媒体		帳票（紙）	
		事業所数(件)	占有率（%）	事業所数（件）	占有率（%）	事業所数（件）	占有率（%）
年度計	59,114	52,019	88.0	4,933	8.3	2,162	3.7
月平均	4,926	4,335		411		180	

②介護給付費等請求明細書の受付件数及び請求媒体の内訳

	請求明細書件数	伝送		磁気媒体		帳票（紙）	
		件数(件)	占有率（%）	件数（件）	占有率（%）	件数（件）	占有率（%）
年度計	3,832,588	3,653,513	95.3	150,337	3.9	28,738	0.7
月平均	319,382	304,459		12,528		2,395	

③介護給付費等請求明細書の返戻状況等

	対象件数（件）			返戻件数（件）			返戻件数率（%）	
	請求明細書	給付管理票	計	請求明細書	給付管理票	計	請求明細書	給付管理票
年度計	3,832,588	1,086,032	4,918,620	64,692	10,113	74,805	1.7	0.9
月平均	319,382	90,503	409,885	5,391	843	6,234		

④介護給付費等請求明細書の再審査・過誤の受付状況

	年度計
再　審　査（件）	9,832
過　　誤（件）	35,084

(4) 介護給付費等支払確定状況

①介護給付費＋特定入所者サービス費

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	3,332,457	230,025,871,098	230,025,871,098	2.6	2.6	69,026
月平均	277,705	19,168,822,592	19,168,822,592			

②高額介護サービス費

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	49,748	576,690,477	576,690,477	6.4	7.2	11,592
月平均	4,146	48,057,540	48,057,540			

③介護予防・日常生活支援総合事業費

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	276,740	5,004,716,796	5,004,716,796	4.3	2.9	18,085
月平均	23,062	417,059,733	417,059,733			

④公費負担医療費

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	211,805	2,844,786,467	2,844,786,467	6.8	1.5	13,431
月平均	17,650	237,065,539	237,065,539			

⑤県外分介護報酬等中央相互決済確定状況

		介護給付費			公費負担医療費		
		受託分	委託分	相殺	受託分	委託分	相殺
年度計	件数(件)	229,752	140,731	89,021	72,825	19,157	53,668
	金額(円)	14,547,048,775	7,354,170,088	7,192,878,687	824,676,888	160,715,538	663,961,350

(5) 共同処理支援事業

受託状況 (R7. 3. 31)

	業務の種類	受託保険者数
1	要介護認定更新支援処理	8
2	償還払給付額管理処理	41
3	介護給付費通知書作成処理	38
4	高額介護サービス費支給処理	40
5	高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給処理	44
6	各種支払支援処理	28
7	統計資料作成処理	44
8	介護給付適正化対策情報提供処理	44
9	介護給付適正化支援処理	44

3. 令和6年度障害者総合支援事業

(1) 障害者総合支援給付費等審査支払確定状況

①障害介護給付費

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り金額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	416,684	68,569,146,982	68,569,146,982	4.9	9.6	164,559
月平均	34,724	5,714,095,582	5,714,095,582			

②高額障害福祉

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り金額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	335	2,195,106	2,195,106	△ 18.1	△ 13.7	6,553
月平均	28	182,926	182,926			

③県外分障害介護給付費等中央相互決済確定状況

		障害介護給付費		
		受託分	委託分	相　殺
年度計	件数(件)	33,750	17,419	16,331
	金額(円)	7,115,131,086	3,151,007,521	3,964,123,565

(2) 障害児給付費等審査支払確定状況

①障害児給付費

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り金額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	223,035	18,729,621,263	18,729,621,263	10.5	16.8	83,976
月平均	18,586	1,560,801,772	1,560,801,772			

②高額障害福祉

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り金額(円)
				件数	支払確定額	
年度計	0	0	0	—	—	—
月平均	0	0	0			

③県外分障害児給付費等中央相互決済確定状況

		障害児給付費		
		受託分	委託分	相　殺
年度計	件数(件)	3,823	3,074	749
	金額(円)	438,324,567	242,983,856	195,340,711

4. 令和6年度特定健診等に係る費用決済及びデータ管理業務等

(1)委託内訳

費用決済業務				データ管理業務		受診券作成		利用券作成	
特定健診		保健指導							
委託内容	保険者数	委託内容	保険者数	委託内容	保険者数	委託内容	保険者数	委託内容	保険者数
個別健診・集団の両方	40	委託する	7	委託する	46	委託する	0	連合会システム	0
個別健診のみ行う	3	委託しない	39	委託しない	0	保険者独自	46	保険者独自	46
集団健診のみ行う	2								
委託しない	1								

(2)特定健診等費用請求支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年 度 計	134,345	1,243,349,365	1,243,349,365	3.0	11.9	9,255
月 平 均	11,195	103,612,447	103,612,447			

(3)後期高齢者健診費用請求支払確定状況

	確定件数(件)	請求確定額(円)	支払確定額(円)	対前年度比(%)		1件当り支払確定額(円)
				件数	支払確定額	
年 度 計	78,066	633,606,247	633,606,247	17.6	27.5	8,116
月 平 均	6,506	52,800,521	52,800,521			

5. 令和6年度第三者行為損害賠償求償事務

受託業務の状況

区　分	受託状況		対前年度比	請求状況		対前年度比		受領状況（調定額）		対前年度比	
	保険者数	受付件数	件数	件数	金　額	件数	金額	件数	金　額	件数	金額
		件	%	件数	円	%	%	件	円	%	%
国　保	44	508	△ 6.6	637	255,410,547	△ 9.9	△ 27.3	612	237,800,335	△ 8.7	6.7
後期高齢	1	368	△ 1.6	569	604,073,940	3.8	△ 15.9	566	503,165,857	29.5	25.4
介　護	27	62	△ 13.9	112	163,651,655	6.7	33.8	76	75,093,680	△ 19.1	△ 23.0
指定公費（国保再掲）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
合　計	45	938	△ 5.3	1,318	1,023,136,142	△ 3.1	△ 14.2	1,254	816,059,872	4.4	13.1

6. 令和6年度保険者レセプト二次点検業務

(1) 受託保険者数　　37保険者（2国保組合含む）　茨城県後期高齢者医療広域連合

(2) 対象レセプト　　医科、歯科、調剤レセプト

(3) 点検の範囲　　縦覧、横覧、突合及び単月点検

(4) 再審査申出状況

令和6年度再審査申出・結果状況

	取扱件数（件）	取扱点数（点）	再審査申出件数（件）※1	対前年度比（%）		再審査結果状況※2		対前年度比（%）	
				取扱件数	再審査申出件数	減点件数（件）	減点点数（点）	減点件数	減点点数
年度計	19,248,261	52,425,929,584	114,242	1.2	△ 13.4	49,841	11,413,592	△ 9.3	△ 0.8
月平均	1,604,022	4,368,827,465	9,520			5,538	1,268,177		

※1　再審査申出したレセプトに対して同一点検月に資格過誤申出があった場合には、資格過誤処理を優先して再審査申出は取下げられることから、再審査結果が出ていない1月から3月までの件数については不確定のため、再審査申出件数に変更が生じる場合もある。

※2　再審査結果状況については、申出から結果が出るまでに4ヶ月間かかるため、4月から12月までの小計とした。

令和5年度再審査申出・結果状況

	取扱件数（件）	取扱点数（点）	再審査申出件数（件）※1	対前年度比（%）		再審査結果状況※2		対前年度比（%）	
				取扱件数	再審査申出件数	減点件数（件）	減点点数（点）	減点件数	減点点数
年度計	19,022,986	53,878,578,230	131,904	2.0	△ 1.5	54,935	11,507,940	△ 12.1	△ 21.4
月平均	1,553,544	4,489,881,519	10,992			6,104	1,278,660		

7. 国民健康保険診療施設一覧

保険者等名	診療施設名	郵便番号 所在地	電話番号(T) FAX番号(F)	開設日	診療科目
常陸大宮市	常陸大宮市国保 美和診療所	〒319-2601 常陸大宮市高部5281-1	T 0295-58-2859 F 0295-58-2175	H16.10.16	小児科、内科、歯科
	常陸大宮市国保 緒川歯科診療所	〒319-2401 常陸大宮市上小瀬1259 常陸大宮市緒川総合センター	T 0295-56-5118 F 0295-56-5119	H16.10.16	歯科一般
利根町	利根町国保診療所	〒300-1625 北相馬郡利根町羽中200	T 0297-68-2231 F 0297-68-2543	H4.10.1	内科、小児科
城里町	城里町国保 沢山診療所	〒311-4344 東茨城郡城里町大字阿波山165	T 029-289-4097 F 029-289-4097	H17.2.1	歯科
	城里町国保 七会診療所	〒311-4402 東茨城郡城里町大字小勝1400	T 0296-88-2012 F 0296-88-2201	H17.2.1	内科、呼吸器科、消化器科、 外科、放射線科、 皮膚泌尿器科、歯科、 整形外科
清水丘診療所事務組合 (古河市・坂東市)	清水丘診療所	〒306-0501 坂東市逆井4112	T 0280-88-1014 F 0280-88-1015	S36.11.22	内科
筑西市	茨城県西部 メディカルセンター	〒308-0813 筑西市大塚555	T 0296-24-9111 F 0296-24-9171	H30.10.1	内科、外科、小児科、 整形外科、眼科、小児外科 耳鼻咽喉科、脳神経外科 皮膚科、形成外科、リハビリ 科、放射線科、婦人科 泌尿器科、救急科、麻酔科
笠間市	笠間市立病院	〒309-1734 笠間市南友部1966番地1	T 0296-77-0034 F 0296-77-0952	H18.3.19	内科、皮膚科
桜川市	さくらがわ地域 医療センター	〒309-1246 桜川市高森1000	T 0296-54-5100 F 0296-54-5108	H30.10.1	内科、外科、整形外科、 小児科、眼科、皮膚科、 耳鼻咽喉科、泌尿器科、 婦人科、麻酔科

8. 本会の沿革

年	月	事　　項
昭16	6	茨城県国民健康保険組合聯合会として設立 （設立認可昭和16年6月2日付県報388号）
18	8	茨城県国民健康保険組合聯合会に「国民健康保険診療報酬審査会」設置
23	4	1人35銭だった連合会負担金を各組合で受ける国庫補助金の2割に改正
24	4	茨城県国民健康保険団体連合会に改組改称 （昭和23年国保法第38条の規程による）
26	3	国民健康保険診療報酬審査委員会設置
32	11	茨城県国保被保険者100万人突破記念大会
33	10	茨城県国民健康保険運営協議会長会設置
	11	国民健康保険法施行20周年記念式典
34	1	茨城県国民健康保険団体連合会規約の全面改正 （国保法第83条の規程による）
	10	茨城県国民健康保険診療報酬支払基金設置 茨城県柔道整復師施術療養費審査委員会設置
35	2	県民皆保険記念式典
36	3	国保連合会支部（支庁）廃止（皆保険達成による）
	7	国保連合会水戸、珂北、鹿行、新筑、稲北、県西支部設置
	8	寄生虫予防協会県支部、国保連合会に吸収し予防課設置
	12	国保危機突破茨城県大会
38	7	茨城県直診協議会国保連合会に吸収 茨城県国保会館着工
	12	国民健康保険法施行25周年記念式典
39	4	茨城県診療施設部会、診療施設医学会設置 茨城県国保会館竣工
40	4	国民健康保険振興資金貸付の実施
43	1	茨城県国民健康保険標準保険料等調査委員会設置
	10	国民健康保険法施行30周年記念式典
44	4	審査支払業務電算化を開始 給付調整事務実施
46	4	国保いばらき編集委員会設置
48	1	老人医療費支給制度に伴う審査支払業務を開始
	7	医療福祉費支給制度に伴う審査支払業務を開始 医療福祉費事務交付金の支払業務を開始
50	4	公費負担医療制度に伴う審査支払業務を開始 高額療養費（老人医療及び公費併用分）審査支払業務を開始
50	4	国保と公費負担医療の一本化実施に関する診療報酬審査支払業務を開始 県外分診療報酬全国決済制度実施 高額療養費（老人医療及び公費併用分）審査支払業務を開始
51	4	予防課、（財）茨城県予防医学協会として連合会から独立
52	7	高額療養費貸付制度実施
	9	第17回全国国保地域医療学会（茨城県開催）
53	10	国民健康保険法施行40周年記念式典
55	5	第三者行為（交通事故）求償事務相談員設置
56	4	保険者事務共同電算処理業務を開始 保健施設モデル保険者事業推進（3保険者）
	7	国保連合会創立40周年記念式典
57	4	茨城県国民健康保険団体連合会調査研究会設置
58	2	老人保健法施行に伴う老人保健審査支払業務を開始
	10	国民健康保険法施行45周年記念式典
59	4	高額医療費共同事業開始
	10	退職者医療制度実施
60	4	審査専門部会設置 常務処理審査委員設置
	8	国民健康保険中央会特別審査委員会の審査に係る委託
61	4	茨城県国民健康保険診療施設協議会設置
	10	第17回関東甲信静地区国保制度改善強化推進大会 （茨城県開催）
	11	国保財政充実強化推進協議会設置（3%推進運動）
62	11	保険者事務電算一元化処理業務を開始 国保財政充実強化推進協議会設置（3%推進運動）
	12	長期入院患者家庭復帰等促進モデル事業実施 （昭和63年まで）
63	10	国民健康保険法施行50周年茨城県大会 審査調査課設置（保険者レセプト点検支援事業開始）
平3	11	国保連合会創立50周年記念式典
4	4	第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務共同処理を開始 第三者行為（交通事故）求償事務専門員設置 国保連合会顧問弁護士設置
5	3	保健活動推進委員会設置
	11	国民健康保険法施行55周年記念式典

年	月	事　　項
7	7	国保連合会保健婦設置 国民健康保険中央会超高額医療費共同事業開始
8	7	レセプト電算処理システム検討委員会設置
	10	第27回関東甲信静地区国民健康保険制度改善強化推進大会（茨城県開催）
9	4	妊婦・乳児健康診査委託料に係る審査支払事務の受託
	12	茨城県市町村会館（仮称）起工式
10	4	介護保険制度導入準備プロジェクトチーム設置
	10	国民健康保険法施行60周年記念式典
11	4	国保特別対策統括専門員設置 審査電算課を電算業務課に改称 総務課内に介護保険準備室を設置 広報委員会設置
	7	国保財政充実強化推進協議会を茨城県国保事業充実強化推進委員会に改組
	12	茨城県市町村会館に移転
12	3	在宅保健婦の会設置
	4	介護保険給付費審査支払業務を開始 介護保険管理課、介護保険審査課設置 事業課を保健事業課に改称
	7	柔道施術療養費（社団法人茨城県柔道接骨師会会員分）支払業務（国保・老人）を開始
13	4	介護保険管理課と介護保険審査課を介護保険課に改組
	5	柔道施術療養費（社団法人茨城県柔道接骨師会会員分）支払業務（医療福祉）を開始
	9	茨城県国民健康保険団体連合会調査研究委員会設置（調査研究会を改組）
14	3	在宅保健婦の会を在宅保健師の会に改称
	4	組織改正により審査調査課を審査第四課に改組（調剤報酬請求書の審査の一本化）
	6	レセプト電算処理システム（調剤）による受付開始
	7	レセプト電算処理システム（医科）による受付開始
15	10	支援費支払業務開始 茨城県国民健康保険功労者表彰式
16	4	新・保険者事務共同電算処理システム導入（請求支払開始） 第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務処理（介護保険）を開始
17	4	新・保険者事務共同電算処理システム導入（共同処理開始）
	11	保険者協議会設立（企画調査部会・保健活動部会）
18	10	第37回関東甲信静地区国保制度改善強化推進大会（茨城県開催）
19	4	電子情報処理組織（オンライン）の受付開始
	10	障害者自立支援給付支払等システム導入（支援費支払業務）
	11	ねんりんピック茨城2007（茨城県と協賛） 第38回関東甲信静地区国保制度改善強化推進大会終了（山梨県開催をもって終了）
20	4	後期高齢者医療審査支払業務を開始 特定健診等データ管理業務を開始 保険料（税）特別徴収の情報経由業務を開始
	10	組織改正により審査第四課を審査第三課に統合
21	1	レセプト電算処理システム（歯科）による受付開始
	4	国保介護従事者処遇改善基金業務開始
	10	高額医療・高額介護合算療養費制度開始に伴う業務開始 出産育児一時金の直接支払制度に伴う業務開始 介護職員処遇改善交付金の支払業務開始
22	4	保険者支援課設置（レセプト二次点検受託業務開始） レセプト管理システムの運用開始
23	9	国保総合システムの運用開始
24	4	オンライン又は磁気媒体による診療報酬請求医療機関への早期支払開始
26	5	介護保険・障害者総合支援一拠点集約化システムの運用開始
	6	国保データベース（KDB）システム本稼働
27	4	介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務開始
	11	保険者間調整（国保間調整）による過誤調整開始
28	4	第三者行為求償事務における損害保険関係団体との覚書の締結
	7	かかりつけ医からの診療情報等提供事業の県医師会との契約締結
29	10	国保中央会及び国保連合会における国保審査業務充実・高度化基本計画の策定

年	月	事　　項
29	12	本会事業継続計画（BCP）〈新型インフルエンザ等編〉の策定
30	4	新・国保制度の施行開始 障害介護給付費等について県内全市町村及び茨城県より審査事務を受託
	12	本会事業継続計画（BCP）〈地震編〉の策定 全国保連合会及び国保中央会と国民健康保険団体連合会等の災害時広域支援に関する協定の締結
令元	6	風しんの抗体検査及び予防接種費用の支払事務の開始
2	4	電算業務課を情報システム課に改称 第三者行為損害賠償求償事務処理（交通事故処理以外の賠償責任保険等の加入案件）を開始 茨城県はり師、きゆう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査委員会設置
	6	医療機関の資金繰り対策として、診療報酬の概算前払いを実施
	8	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業のうち、医療機関等に対して交付する慰労金交付事業及び感染症拡大防止等支援事業に係る受付及び支払業務の実施
	9	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証取得
3	4	第三者行為損害賠償求償事務処理（保険未加入の事案で、加害者からの誓約書を取付ている事案）を開始 新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用の請求及び支払事務の開始
	10	オンライン資格確認等システムにおけるレセプト振替・分割・医療費情報連携の開始
4	4	第三者行為損害賠償求償事務処理（社保分における県及び市町村単独医療費助成事案）を開始
5	4	茨城県柔道整復師施術療養費審査委員会を茨城県柔道整復療養費審査委員会に改称 介護保険ケアプランデータ連携システムに伴う業務の開始 茨城県医療福祉協議会の業務支援開始
7	4	国保データベース（KDB）補完システム本稼働